

令和5年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年6月21日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第61号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第62号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第63号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第64号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第65号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第66号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第67号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第9	議案 第68号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第69号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第70号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第71号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第13		一般質問

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子
2番	谷		口	雅		廣
3番	上		吹	敬		信
4番	井	ケ	端	豊		孝
5番	澤			浩		二
6番	住		田	史		朗
7番	徳		島	清		美
8番	前		川	純		次
9番	野		村	文		博
10番	籠		山	勝		憲
11番	高		原	恵	美	子
12番				邦		

○欠席議員（1名）

13番	葛		谷	寛		徳
-----	---	--	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	文	二	郎
財政課長	上		畑	浩		司
危機管理監	高		見	友		康

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	倉		坪	正		明
	畠		中	み	な	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆さん、おはようございます。本日の欠席議員は、13番、葛谷議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第61号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第12 議案第71号 令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

日程第13 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第71号、令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）までの11案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。11案件の質疑と併せて、これより日程第13、一般質問を行います。それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に3番、谷口議員。

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

皆様、おはようございます。それでは議長のお許しがいただけましたので、一般質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行して約1か月半が経過し、生活の中での経済、ビジネス、飲食、旅行等も3年前に戻りつつ、人の移動・交流も増えてきました。以上のことを踏まえて大きく2点の一般質問に入らせていただきます。

それでは1点目、外国人技能実習制度について3点お伺いいたします。労働者不足に伴い、外国人技能実習制度は2017年に技能実習法が施行され、日本での実習期間は基本3年、最長で5年です。日本国内において、技能や技術、知識を身につけた外国人が発展途上である母国で経済発展に寄与できるようにサポートするのが最終目的になっています。つまり、国際協力を推進するための一環ということになります。

そんな外国人技能実習制度は、技能実習生が国内の企業や個人事業主と雇用契約を結び、様々な技能や技術、知識を身につけられるように支援する制度として多くの企業や個人事業主

が利用しています。技能実習生の出身国では身につけることが難しい技能や技術、知識を身につけ、熟練できるようサポート体制を整えておく必要があります。

令和4年度、日本国内の外国人技能実習生は約32万5,000人で、飛騨市内では現在74人の技能実習生を含む外国人材の皆様が働いていらっしゃいます。こうした外国人実習生の皆様が地域でトラブルなく、安心して暮らし、働くことができるよう、日本の文化や生活を知っていただく教育指導を母国での送り出し教育として6か月程度受講され、また、日本入国後には日本語、生活習慣、警察、消防、その他法律について1か月程度集団生活の中で様々な勉強をされるということです。

私は6月6日、古川町杉崎地区の北日本国際事業協同組合の飛騨講習センター長、見廣氏に話を伺ってまいりました。当日は20人程度の新規の技能実習生が台湾出身の女性寮長兼指導者のもと研修中でありました。また、事業主の皆様も外国人技能実習生に対し多額の経費、渡航費・研修費用・諸経費を算出されておられます。

以上のことを踏まえてお尋ねいたします。

（1）飛騨市内の事業所で働く外国人実習生は、国籍別の人数についてお尋ねいたします。

（2）補助金制度拡充について。令和5年度飛騨市外国人技能実習生等補助金制度は、以下の4項目があります。①雇用通訳支援事業補助制度。事業所の業務効率改善を目的とし、生活指導に伴う通訳派遣や日本語授業費用の一部を補助するものであります。②面接旅費等補助金制度。市内事業者が、外国人を雇用する際の費用の負担を軽減することを目的とするものです。③空き家等社宅化支援補助金制度。市内で働く外国人の住まいの確保と同時に、空き家増加の問題解消を目的とするものです。④就職奨励金制度。外国人同士のネットワーク内で飛騨市の印象を良くし、飛騨市を就業地に選んでもらえるものです。上記の①から③に関しましては事業主の補助金制度でありまして、最後の④の就職奨励金制度のみが外国人技能実習生を対象とした補助金であり、助成内容は年額1万円の奨励金を最大3年間交付するものです。また、円安で物価高の日本国内の就業希望者が、過疎地に近い飛騨市を就業地に選んでいただけた外国人技能実習生に対しての補助金の拡充について、以下のように考えてみました。⑤飛騨市就職奨励金制度の拡充です。これは飛騨市の人口増加及び安定促進により地域の活性化を図るため、地元企業就職者のうち、要件を満たす方に対しての奨励金7万円となっています。これを利用して、金額はともかく外国人技能実習生を対象に加え拡充してはいかがでしょうか。飛騨市の見解をお示しく下さい。

（3）生活サポート支援について。①外国人実習生等業務支援員（無料相談）となっていますが、職場や病院での通訳、日本語の指導、電話での対応等、様々な場面での相談できる支援員としてインドネシア人のエン・ジャスミンさんと、ベトナム人のグエン・テイ・トウイ・アンさんの2名が任命されています。②飛騨市外国人材コミュニティーセンターの設置。令和4年5月より北日本国際事業組合飛騨講習センターの一部を、月に2回、日曜日の午前9時から午後4時の時間帯に市内で働く外国人材の皆様が交流できる拠点「飛騨市外国人材コミュニティーセンター」を活用することになりました。事前予約が必要ですが、用途に応じて無料で利用できます。

上記の生活サポート支援についてお尋ねします。①外国人支援員2名の方は飛騨市と高山市

の事業所にお勤めだと聞いていますが、職場、病院やその他外出先での緊急の場合、携帯電話での連絡または現地への派遣には対応していただけるのでしょうか。②昨年度のコミュニティセンターの利用実績についてお尋ねします。

1点目は以上です。よろしく申し上げます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

畑上商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、外国人技能実習制度についてお答えをいたします。

まず1点目の、市内の事業所で働く技能実習生につきましては、令和5年5月31日現在、合計64名の方がいらっしゃいまして、国籍の内訳はベトナムが50名、インドネシアが13名、カンボジア1名となっています。

次に、2点目の補助金制度の拡充についてお答えいたします。外国人技能実習生に対する就職奨励金制度は、平成30年に創設したのですが、もともとは議員ご提案のように、飛騨市就職奨励金制度を外国人にも適用できないかというところから検討を始めました。しかし、その中で、将来ともに継続的に雇用され飛騨市に居住して企業を支える人材と、一定期間の技能実習を目的とする外国人技能実習生を同一に扱うことは難しいと考えました。そこで、基本実習期間である3年間という期間に着目し、毎年1万円を3年、計3万円とした上で、その給付方法も毎年の慰労金的な位置づけとして1万円ずつ交付することとしたものです。この金額であれば、就職奨励金ともバランスが取れるものと考えています。なお、こうした外国人技能実習生に対する補助金は、全国的に見ても珍しい制度ではありますが、今後も外国人労働者の方々に飛騨市を選んでいただけるような施策を検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の生活サポート支援についてお答えいたします。1つ目の外国人技能実習生等業務支援員につきましては、2名とも定職をお持ちの方で、自身の業務に支障のない範囲で、技能実習生が仕事や生活の中で感じておられる悩みや不安を相談できる役割として任命をしているものです。このため、緊急時の場合に必ず対応できる制度ではありませんが、緊急の事態があった場合のために事前に事業所内において対応方法を調整の上、業務支援員や監理団体に協力依頼をいただく形での対応を想定しています。具体的には、前段の理由から、緊急時の突発的な対応は難しいものの、技能実習生等の通院同行やトラブル対応については、可能な限り現地への派遣にご協力いただいております。直近の実績では、令和5年5月に市内で働く外国人材から詐欺被害の相談が寄せられたため、外国人材本人と業務支援員、市職員により飛騨警察署への同行を実施いたしております。

2つ目の飛騨市外国人材コミュニティセンターにつきましては、外国人材と地域住民との交流の深化を図る目的で令和4年5月から7月の日曜日に期間限定で開設しまして、外国人材の利用者は2事業所で計5名でした。外国人材の利用が低迷した理由といたしましては、外国人

材及び所属する事業所の経営者から、「週に1回の休みは買い物や掃除に充てたい。」「天気の良い日は外で運動したい。」との声が上げられています。そのような声を受けまして、地域との交流のあり方を再検討いたしまして、令和4年11月には神岡町において料理教室を開催。外国人材に負担のかからない形で地域住民との交流を実施しています。今年度は総合政策課で計画しています、多文化共生の推進事業とも連携しながら、さらなる交流を続けてまいりたいと考えています。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧なご説明どうもありがとうございました。外国人実習生として一固まりで考えるのではなくて少し分けて考えますと、1号から3号に分かれています、第1号は実習1年目、第2号は実習2年～3年、第3号が4年～5年に区分されます。また、特定技能は2号、技能実習を良好に終了し、つまり3年たった後、試験に合格した場合に取得できる残留資格と、神岡町のたんぼぼ苑に就業されていらっしゃる介護福祉士等の資格を取得された残留資格と2点あります。

以上のことから、飛騨市に3年ではなくて5年以上、それ以上に残留していただくことにより、多少ですが人口の増加にもつながりますし、労働力不足を補っていただける外国人を増やすためにも、説明がございましたが、例えば5年たったらでも3年たったらでもいいのですが、市民の就職奨励金みたいな制度をちょっと復活していただいて、飛騨市の特有の制度であります。優遇をしていただけるとありがたいと思っておりますがいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

人材不足が深刻化していく中において、外国人労働者に長く活躍していただくことは当然重要なところであると思っております。ただ、今、国のほうでも外国人技能実習生や特定技能の制度が、実際、発展途上国への技術移転という建前の目的があるものの、日本での労働力の調整手段として使われていることの実態を踏まえまして、制度の見直しを進められているところです。そういったところも見極めながら、今までどおり飛騨市に勤めていらっしゃる外国人材の皆様が働きやすく過ごしやすい環境を整えるために、できる支援を検討していきたいと思っております。

○3番（谷口敬信）

私も今年10月ぐらいに法が改正されるということを耳にしていますので、またその折、いい方法がありましたら、ぜひ外国人材の方を優遇していただける制度を考えていただければありがたいと思っております。

それから、生活サポート支援について1点お伺いします。緊急時に外国人支援通訳が現地に行けないということでしたが、仕事を持っていらっしゃるということで、緊急時に働いていらっしゃる支援員の事業主のご理解をいただいて、例えば消防団員のように位置づけて、かなり緊急なときに限るかもしれませんが、ぜひ、そういった方向に位置づけるように商工会を通してお話をいただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。また、特別緊急と

いうことは、今までそういう例がありましたでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ただいまご質問のありました特別な緊急事態というのは、この2年間、そういった例はございませんでした。先ほど申し上げた詐欺被害の相談以外では、1件、外国人材が自転車に乗っていらっしゃるときに軽い接触事故のようなことがありまして、その現場検証のときに業務支援員に立ち会っていただいたということがございます。当然、特別緊急事態ということが全くないわけではありませんけれども、そういった事態が起きた場合は、なるべく対処できるように業務支援員の状態が許すのであればすぐに来ていただくなど、そういった対応はしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○3番（谷口敬信）

いろいろとご協力していただけるということですので、今回の質問に関してはこれで終わらせていただきます。

それでは、2点目の一級河川宮川河川改修事業の推進について1点お尋ねいたします。

6月に入り梅雨前線が活発な動きを見せ、地球温暖化現象により線状降水帯が発生しやすい時期を迎えており、山林の荒廃による影響なのか、多少の降雨で以前と比較しまして川が増水し、濁水になる宮川の河川改修事業について再度取り上げさせていただきました。

19年前の2004年の台風23号による水害を契機に、古川町内宮川右岸より袈裟丸・末高区、宮川左岸より下野・谷区で構成される「古川盆地宮川下流域を水害から守る会」が約240世帯で結成され、水害を風化させないよう河川の清掃のほか、関係機関への要望活動に取り組んでおられます。

去る4月23日、日曜日、同会の定期総会が古川町下野総合研修センターで開催されました。来賓として布俣県議会議員、飛騨市都竹市長、岐阜県古川土木事務所河川砂防課長、飛騨市基盤整備部建設課長と私が参加させていただきました。古川土木事務所河川砂防課長のスライドを使った宮川河川工事の概略の説明と進捗状況、災害時の対応策等の説明があり、最後に同会、中田会長から古川土木事務所へ要望書が提出されました。

都竹市長の挨拶及び河川砂防課長の説明会の中でのお話ではありましたが、宮川支流の荒城川は、2012年度から管理開始の丹生川ダムにより、マックス毎秒70立米の洪水調整を行うことができるようになったことで、単純に河川の幅が100メートルで70センチメートルの水位の低下につながります。飛騨市から高山市における宮川本線支流の河川改修及び河道整備、河床掘削事業もほぼ完了していることもありますが、令和9年完成予定の中部縦貫道路、高山ICから丹生川IC間の開通に伴う雨水排水の宮川への流入等を考慮しても、飛騨市内を流れる宮川の水位が50センチメートル程度低下するとの説明がありました。また、高山市内の江名子川上流において調整池の整備計画も進んでいることもあり、多少安堵しています。

しかしながら、先日の総会での18年間の河川敷清掃作業と要望活動継続の地元の熱い思いを受け止めた上で、また、同会、中田会長からの強い要請を受け、3月議会の一般質問に続き再度お尋ねいたします。

事業完成までのプロセスについて。3月議会の一般質問では「令和2年度に国の大規模特定河川事業に採択され、完成までにおおむね10年。」との回答でございました。つまり、おおむね令和11年度完成見込みになりますが、用地買収、移転補償、護岸工事の着手から完成までのプロセスについて、分かる範囲で具体的にお示してください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、宮川河川改修事業の完成までのプロセスについてお答えいたします。

現在、古川町谷地内において進められている一級河川宮川河川改修事業につきましては、前回の3月議会でお答えしたとおり飛騨地域管内で進められている河川改修事業の中でも優先度は非常に高く、早期に流下能力を高める必要がある箇所であることから、令和2年度に国の大規模特定河川事業として採択され、現在、岐阜県において一部築堤工事に着手をするとともに、用地買収及び物件補償について所有者と鋭意交渉を進めていただいているところです。

お尋ねの事業完成に向けたプロセスにつきましては、まず必要な河川用地を確保するために所有者の同意をいただき、用地買収及び物件移転補償契約を締結し、契約に基づいた物件移転と土地登記が完了した後、築堤及び護岸工事を進めてまいります。事業期間につきましては、改めて古川土木事務所に確認したところ、前回の答弁のとおり採択からおおむね10年間で変更はないとのことです。

議員ご指摘のとおり、「古川盆地宮川下流域を水害から守る会」をはじめ、地域住民からの強い要望と熱い期待をいただいていることにつきましては、先日、県庁幹部が現地視察をされるなど岐阜県として大変重く受け止めており、市としましてもこれまで同様、何としても事業を完成させるべく全面的に協力してまいります。

しかしながら、様々な課題が依然として残っており、現時点では今後の具体的スケジュールにつきましてはご説明できる状況にはないのが実情であり、この点につきましてはご理解くださいますようお願いいたします。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

3月の議会よりも、県のときの話以降の話ですけど、県の方がいらっしゃって、現地視察をしっかりとされていかれたということで、市長のお話を総会の中でも聞いていて、僕は熱意がすごく伝わってきました。僕自身が新型コロナウイルス感染症でこの総会がなかったということも含めて知らなかったです。そういった会をずっとやってこられたという、それを踏まえて、くどいようですが今回また同じような質問をさせていただきました。

ただ、私の知る限りですけども、飛騨市地場産業の大切な建設関連の2事業所に関してちょっとお話を伺ってきたのですが、移転補償等の金額のずれとか、そういったことでやはり一番のネックはあそこではないかと言っておられましたので、それを市のほうへ投げつけてもどうしようもないと思うのですが、その点は特に留意されて、今後、県とのお付き合いを十分になされてもらえれば幸いです。よろしくお願いたします。

地元有志団体の「古川盆地古川下流域を水害から守る会」、先ほどもお話しましたが、私本当にこの会があることも知らなかったので、会長の中田さんをはじめ240世帯の皆様が地道な活動をされていることを、再度、飛騨市民の皆様を知っていただきたいと思い3月の議会に引き続きこの壇上に立たせていただきました。

飛騨市としても、早期完成に向けて岐阜県と両事業所の、特に移転交渉等の解決に向けてお力添えをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

特にこの場所は、今ある工場は向いのところに移転工事が造成だけ終わっているみたいですが、もう1点の組合のほうですが、移転先が私の地元の中野に候補があがっていますので、その辺はいつ頃というか、特にそういったことを地元の方も心配していらっしゃると思いますので、何卒、第一優先に今後ともよろしくお願いたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で3番、谷口議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時40分といたします。

（ 休憩 午前10時35分 再開 午前10時40分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に10番、野村議員。なお質問中、資料の使用願が出ていますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。

私は3月議会終了後、SDGs、地方創生と大学をテーマに、石川県白山市ほか7自治体と明治大学ほか2大学を訪問、そして東京で日本自治創造学会に出席し、得た知見と手紙が届いていましたので、それも含めて大きく2点質問します。

まず、持続可能な地方創生について。飛騨市の人口は合併後19年間で8,000人減少し、このまま年間400人が減り続けると、合併40周年を迎える20年後には人口約1万4,000人と予測され、合併前の古川町より大幅減となり、飛騨市の社会は大きく縮んでしまうでしょう。言うまでもなく、人口減少は域内消費額の減少を招き、生産活動の縮小に伴う雇用の質的・量的悪化や、税収の減少により行政サービスの低下、耕作放棄地と空き家の増加、消防団や町内会などに代表される共助機能の低下など、広範囲に重大な悪影響を及ぼします。今、飛騨市が危機感を持って、官民一体で取り組まなければならないのは人口減少そのものの緩和と、人口減少による

悪影響を緩和させる対策です。そこで6点問います。

まず1点目、今年度スタートのSDGs持続可能な飛騨市づくりについて。私はSDGsについて、議会で度々、南砺市や妙高市の取組を取り上げてきました。この3月に視察した白山市は2018年にSDGs推進本部を設け、内閣府より「SDGs未来都市」に選ばれ、2030年に向け世界合意した「持続可能な開発目標SDGs17」などを広報誌や市民講座で市民に啓発活動を行い、まちづくりの目標達成のため、産官学民の連携で取り組み、2005年、8市町村合併したときより、人口が3,200人増えています。確実に成果が出ていました。

一方、飛騨市はこの春、突然SDGsマークや持続可能のコピー付きで予算を発表。当然、持続可能なまちづくり目標達成2030年における飛騨市のあるべき姿を描きスタートしていると理解し、何をキーワードに飛騨市版SDGsを官民で取り組み、目標達成の2030年の市の人口や社会動態はどのようになっているのか。また、都竹市長が最も力を入れている、多額のふるさと納税を投入しているこどものころクリニックとねこ事業は、ふるさと納税を頼らないで黒字経営ができていますのか具体的に示してください。

2つ目、持続可能な地域づくりは地域の課題解決から。都竹市政7年3か月が経過。しかし人口減少は一段と加速し、スタート時の2016年3月1日、飛騨市の人口は2万5,503人が、現在2万2,298人で3,205人の減少。1年間で440人も減り続け、このことは飛騨市一番の優先課題、人口減少と少子高齢化に真剣に向き合わず、「人口減少先進地が示す」などのキャッチコピーだけで、成果が出る課題解決の具体策が打てなかったことです。人口減少の影響で市内のAコープ店の閉鎖や、長い間親しまれてきた町なかのお店が次々と閉店し、活力のない飛騨市になってきた現状を見て、市民からは「飛騨市は今後どうなるのか。」の声が多くなり、そこで問います。

まず1つ目は、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の具現化に向け、多額のコンサル費で外部委託し、令和2年3月発表の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「飛騨市人口ビジョン」は残りあと1年。これまでの成果と課題を示してください。

2つ目、人口減少や少子高齢化は地域住民の生活や活動に大きな影響が出ています。4町それぞれの住民は地域課題が何かを一番よく知っていらっしゃいます。その解決はそれぞれの住民が主体となりアイデアを出し合い、地域単位で成功モデルを作り、その活動支援にふるさと納税を投入し、地域全体の底上げで持続可能な地域づくりを促進すべきです。

3つ目、飛騨市の人口緩和策について。2020年、県内21の転入・転出超過数1位が瑞穂市のプラス365人、飛騨市はマイナス231人で、人口比では最も県内で悪く、飛騨市が存続するために最大の課題である人口減少と少子化対策です。人口減少を緩和させるには住みやすく、子を産みやすい環境づくりが求められ、なぜ毎年転出者が転入者を大きく上回るかを検証し、若い人の働く場の確保、住宅施策、子育て支援策の三本柱を充実させ、現在の人口をできるだけ維持しなければなりません。そこで、なぜ毎年転出者が大幅に多いのか、その検証結果と、働く場の確保と住宅施策を具体的に示してください。

4点目、安心して子を産み育てる環境づくりについて。最近、岩手・群馬・石川・岡山県の市長や町長から、個性あるまちづくりの事例を聞き、3月議会紹介しました、岡山県奈義町の奥町長からは、直接「出生率2.95人口維持のまちづくり」の取り組みについて説明を受け、改

めて地域が生き残るためには、その場しのぎの対策ではなく、10年、20年先のグラウンドデザインを描き、まちづくりには数値目標を入れ、官民一体で目標達成に取り組み、さらに首長は地域経営者として力量を発揮した結果、奈義町は出生率2.95人を達成しました。そしてこの2月、岸田総理が現地視察されるなど、今後、ますます奈義モデルとして注目されるでしょう。一方、飛騨市の出生数は平成26年140人から、令和4年104人と減少が続き、例えば神岡町では平成26年42名だったのが、令和4年20名と半減となってしまい、3年後の令和8年3月、いよいよ旭保育園と双葉保育園が廃園し、新しく「神岡こども園（仮称）」としてスタートすると発表されました。現状の市政運営では、少子化と人口減少には歯止めが利かず、指定管理や市直営の施設など、統廃合は一段と進むでしょう。また、雇用面にも影響し、地域の疲弊が心配です。市はまず、少子化対策を最重要課題として、子供を産み育てやすい環境を作るための経済的支援と、精神的支援の具体案が求められ、市の考えを示してください。

5点目、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりについて。最近、SNSの闇バイトに若者が関与した強盗事件は東京など都市部だけではなく、この5月、大垣市でも発生し、他人事ではありません。2年ほど前、市内の住民の方も度々盗難に遭い、被害届を出され、私もその方と大垣市の事件の後、飛騨警察署に出かけ防犯カメラの増設をお願いしてきました。現在、飛騨市内には16か所の防犯カメラが設置されていますが、これを機に、市民の安全・安心のためにもっと増やし、個人で防犯カメラを設置する家庭には市から補助金を出したらいかがですか。2つ目、「町ににぎわいを持たせる工夫は。」の私の問いに、都竹市長は「町なかの回遊性を高め、にぎわいづくりにつなげる。」と答弁し、5年以上が経過。しかし、その成果は出ず、今も町なかのお店が次から次と閉店し、ますますにぎわいがなくなってきました。にぎわいづくりのこれまでの検証とその対策を示してください。民間人は少しでもにぎわいをという思いで、古川の田近百貨店は3月から「街の小さ博物館・昭和」のタイトルで、初代ガンダムや鉄腕アトム、白黒テレビなどを展示され、懐かしい昭和で人気のスポットです。また、平成4年～5年に、町民有志で懐かしの引き札と看板展を開催し、古川の商いの文化を伝承。これこそ温故知新で、古川町民の中には明治・大正・昭和の懐かしい品物をお持ちの方がいらっしゃいます。それをお借りして、市が積極的に支援し、田近百貨店のように古川の町なか4か所に展示コーナーを設け、少しでもにぎわいのある町にしたらいかがですか。資料は皆さんのところにも入っていますけど、これが平成4年～5年、あと何枚か資料ありますけども。

最後に、持続可能な広葉樹のまちづくりについて。私は4月、岐阜大学が地域と大学を結ぶ拠点「地域ラボ・高山」を高山市若者等活動事業所「村半」、高山市下二之町にありますけども、開設したのを参考に、5月に明治大学社会連携事務室を訪問し、昨年、県内の明治大学志願者は401人で合格者が108人と聞き、早速、明治大学の地域ラボ的なものを飛騨市に開設できないかということをご提案してまいりました。それは、お手元の資料にありますけども、こういうものを持って行ってきたわけですけども、そこで今年度は広葉樹のまちづくりを伝えるツアーとして、木工を学ぶ学生に飛騨市産材をPRするツアーを開催すると発表されました。その第2弾として、私は木工の大学や専門学校と連携して産官学で人材育成や課題解決に向けて、広葉樹のまちづくりをさらに促進したらいかがでしょうか。

以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。私からは、1点目と2点目のご質問についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目の持続可能な飛騨市づくりということでございます。最初に申し上げておきたいのですが、ご質問の中で「今年度の予算発表資料の中で、突然SDGsマークが出てきた。」ということをおっしゃったわけですが、これは間違っています。市では、令和元年度末に策定した市の最上位計画である飛騨市総合政策指針において、既にSDGsの考え方を取り入れる旨を打ち出し、その対応もマークを含めて明示し、さらには令和4年度予算においても同様にSDGsの考え方を本格的に取り入れた政策を打ち出しています。これは御覧になれば分かることですので、一度よく見ていただきたいと思います。

それから、2030年の人口がどうなっているかというお話があったのですが、これまでも再三申し上げていますように、人口というものは論理的に考えて人為的にコントロールできるものではございません。国立社会保障人口問題研究所による人口推計を正面から受け止め、それを前提として総合政策指針を策定していますので、人口について独自の推計値や目標値というものは設定していません。その上で、指針においては人口減少に起こり得る課題を予測し、解決していくことを政策の方向性として定めているわけであり、これは飛騨市の政策の特徴と言えるわけであり、でございます。

そして、一般的にSDGs、17の持続的な開発目標というものがございますけれども、これは3つの側面から考えられているわけであり、経済・社会・環境というようなことで、これは世界共通の目標と言われているわけですね。それを地方自治の現場に落とし込むと、「誰一人取り残さない」という社会的包摂、「環境保全」、「地域資源を生かした持続的な経済成長」という3つの目標に落とし込むのではないかと考えておいて、それらの目標を取り入れた総合政策指針に基づいて市政を推進しているということでございます。

そのうち、本市が一貫して進めております「弱い立場の方々に寄り添う優しいまちづくり」というものについては、まさしくSDGsの社会的包摂という点を捉えた取り組みになるわけであり、環境保護については指針策定以降、特にごみのリサイクルや再生可能エネルギーへの取り組み。今年度は市でグリーン専門人材を登用するなど、とりわけ注力している分野というふうに言えます。また、地域資源を生かした持続的な経済成長という面におきましては、農林畜産の振興、それから広葉樹、薬草、アユ、その他農産物等の活用によって経済循環を作るということを一貫してやってきたところでございまして、これら全ての取り組みが飛騨市版SDGsの具体策であるというふうにお考えしております。

なお、こどものこころクリニックとネコリパブリックの経営予測につきましては、後ほど企画部長のほうから答弁してもらいます。

それから次に2点目でございますが、2点目の地域課題の解決ということでお尋ねでございます。先ほど申し上げましたように、本市の総合政策指針は、国立社会保障人口問題研究所の

推計どおりに人口減少が進んでいくということを前提に政策を組み立てています。その点におきましては、地域内では実行できなくなったことをいかに外部の人の力を借りて実現していくのかという考え方を立てまして、関係人口そして移住者、定住者の増加という点に、とりわけ注力をしているわけでございます。

特に関係人口につきましては、全国的にも注目を集めています飛騨市ファンクラブ、令和5年5月末時点で会員数が1万1,773人。それからファンクラブから発生した取り組みである「ヒダスケ！」は、一昨年度は延べ519人、昨年度は延べ812人の参加があったわけでございます。令和2年度の創設以来、延べ1,776人の方々に参加いただいております、人手不足によって実施困難となった農作業や地域の祭り、イベント等をお手伝いいただけたなど、これはまさしく総合政策指針に掲げる方針に沿ったものでありまして、大きな成果と捉えているわけでございます。

また、外部から資金を調達するという点におきましては、ふるさと納税の成果が非常に大きく出てまして、過去3年間の実績では、令和2年度が約15.5億円、令和3年度が約18.2億円、令和4年度が約18.9億円と、年々その額が増加するとともに一定額を確保しているわけでございます。

それから、移住・定住に関しましては、市が行っている移住・定住施策によりまして毎年100人程度が転入されていらっしゃる。過去30年以上転出超過が続いている中で、転出超過数をゼロに抑えるということは、これは困難であるというふうに考えていますが、岐阜県の人口動態統計調査によれば、その数はおおむね100人～200人の間で推移してまして、これは転出超過数の抑制という点で、移住・定住が十分に寄与している証左である。逆にここに取り組んでなければ、もっと転出超過数が増えていたということであろうというふうに考えています。

以上はあくまでも一例でございまして、その他の成果につきましては、これまでも様々な場で議論を重ねていますし、予算書、決算資料等でもご紹介していますので、この場では省略をさせていただきます。

それから次に課題に関してでございますけれども、市では、現場に赴いて様々な方々の声を聞き、課題を拾い上げ、直ちに課題解消のための各種施策を打ち出すということを基本姿勢にしているわけでございます。コロナ禍の中でも、こうした中でも、市政に基づいて施策を行ってきたわけでございます。

その上でこれまでの取り組みとして例を挙げますと、例えば、高齢者の生活に直結する面では、移動販売や公共交通の貨客混載による買い物支援がございまして、物価高騰対策の中でも、温浴施設利用パスの発行やいきいき券の追加交付ということを行いました。また、福祉分野では、もしもに備えた終活相談支援の整備、いつでも行ける居場所の確保、それから在宅障害者の通院費支援の拡充とか、多重債務者支援をはじめ全ての方々の悩み事支援を行う地域生活安心支援センターふらっとの設置ということがあるわけであります。こういった事例以外にも、様々な分野で打ち出してきた政策は、現場で拾い上げてきた課題から解決策を見つけ出してきたものというふうに考えています。

なお、議員からは、「解決策は地域住民が主体となってアイデアを出し合ってやっていくべきだ。」というお話がございましたけれども、これこそが市として実践していることであるとい

うことであります。例えば、考えていただければ分かりますが、アイデアを出し合い、住民主体で取り組んできた活動を市はふるさと納税の使い道として応援しているという仕組みを既に取り入れています。薬草のまちづくりがそうですし、レールマウンテンバイク「ガッタンGO！」もそうであります。それから古川町の高野千本桜夢公園、河合町におけるバラと森をテーマとした「バラモリ」、それから小さなまちづくり応援事業で活動されている「つるしかざり研究会」、立ちだるま短歌コンクールを行っている「T L S L 実行委員会」、障害者のバリアフリーマップを作っている「あかりんぐ」の活動というものはまさしくその事例でございます。議員がおっしゃったそのままの取り組みを行っているということでございます。

最後に1つ申し上げておきますが、議員から多額のコンサル費で外部委託をしたと、第2期まち・ひと・しごと総合創生総合戦略人口ビジョンを兼ねた飛騨市総合政策指針のことでございますが、これは全くの誤りでございまして、作成に関して外部委託は一切行っていません。要した費用も、概要版パンフレットの印刷費が9万9,000円のみということでございますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目の持続可能な地域創生のうち、こどものころクリニックとネコリパブリックの経営予測に関してお答えします。

こどものころクリニックについては、これまでも再三にわたってご説明していますが、お忘れのようですのでいま一度ご説明申し上げます。こどものころクリニックの運営は、診療収入で運営する部分と診療収入がない福祉的サービス部門を明確に分けています。前者は交付税措置等ではば賄っており、ふるさと納税は充当していません。ふるさと納税は、クリニックの診療ではない後者の部分、障害のある子供支援等のいわゆる福祉施策に充当しており、直接クリニックの運営に充てているわけではありません。このため、関係予算についても一般会計で計上しています。

以上から、議員ご発言の「こどものころクリニックのふるさと納税に頼らない運営」という点は既に実現されており、今後も同様に進めていく予定でございます。

なお、ネコリパブリックに関しては、そもそも市の事業ではなく、民間における取り組みであり、将来的な経営予測数値までは市では持ち得ていませんし、その把握の必要もないと考えています。これまでのご説明と繰り返しとなりますが、この取り組みについては、ビジネスの手法を通じて飛騨市が抱える地域課題を解決するための事業を募集した上で、募集した事業者自らが寄附を呼び掛け、集まった特定目的のふるさと納税をそのまま充当している形となります。したがって、通常形で寄せられましたふるさと納税を分配しているものではありません。

また、募集の上では事業継続を条件として付していることから、当然に今後も継続して行われていくことが前提となっております。さらに、この事業は、猫の譲渡や引き取りによって猫を

保護することでビジネスとして成り立つものであり、ふるさと納税によって初期投資回収が不要となっていることから、事業継続は可能なものと判断しています。

3点目の人口減少緩和策についてお答えします。岐阜県人口動態統計調査によれば、転出超過の数は平成に入って以降ほとんどそのトレンドに変化はなく、その時々を経済動向等によって変化しております。転入・転出差の推移グラフで見ると1990年代後半はバブル崩壊による不況時期であったことから中小企業志向が高まり転出者が減少、2009年以前はリーマンショック前の比較的経済が好調であった時期は転出数が膨らんでおり、2011年の東日本大震災後は再び転出者が減少に転じていることが分かります。こうした中をおおむね100人から200人の間で転出超過数が推移している状況でございます。そして、2020年頃にはコロナ禍に伴う人流の変化が出ており、転出超過数が減少しています。これは、コロナ禍の不況に伴う転出者の減少や、外国人の受け入れといった幾つかの要因が考えられますが、移動理由別の推移グラフで見ると同時期は環境・利便を理由とする転入が増えていることから、移住者数の伸びがプラスに働いていて、市の移住施策が寄与し、転出超過数の減少として現れたものと見ています。なお、これらは岐阜県ホームページでも公開されていますのでご参照いただければと思います。

続いて、市の施策についてお答えします。働く場所の確保という面では、起業家奨励金制度など起業される方への支援策が有効と考えています。また、市が行ってきた事業をアウトソーシングすることで若い人たちが働きたいと思う新たな事業を生み出す取り組みも進めており、前回3月議会の中で商工観光部長より答弁をしています。そこでは、当市のふるさと納税の業務を受託することをきっかけに古川町内で起業された「ヒダカラ」、飛騨市学園構想や飛騨市民カレッジなど教育分野のパートナーである「E d o」、まちづくり支援拠点施設のnodeを運営する「オフィスぼんぼり」など、これらはいずれも飛騨地域には数少なかつた若い女性が働きたいと思うクリエイティブな企業であり、それぞれが若い女性の雇用を生み出している例をご紹介します。また、同様に起業を志す方がある場合は、市としても積極的に支援したいと考えています。

次に、住宅については、集合住宅、アパートが不足しているという点が課題であると認識しています。このことから、アパートを建設する事業者等への補助制度を創設し、アパート不足を解消する取り組みを行っています。また、空き家を活用した賃貸住宅を促進するための改修補助等も行っており、空き家の流動化に向けた取り組みも合わせて行っているところです。

以上のような取り組みを進め、住居の確保を図ってまいりたいと考えています。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、4点目の安心して子供を育てる環境づくりについてお答えをいたします。3月議会で答弁しましたとおり、少子化問題は個人のマインドによるところが多く、我が国が30年にわたって少子化対策に取り組みながら結果が出ないことを見ても分かるように、即座に解決できる施策も、特効薬もないのが実情です。市では、これまで少子化対策のために経済的支援や

子育て支援を実施しており、例を挙げますと、県内でも最高水準になっている不妊治療費助成事業は、合併した平成16年度より、県下でもいち早く実施してきました。さらに、18歳までの医療費の全額助成は、令和2年度より飛騨圏域で最初に実施しました。そのほかにも、子育て支援ヘルパー派遣助成事業、出産・子育て応援給付金、新婚世帯への結婚祝品贈呈や住居費等への支援、日常生活支援、入園・入学準備品支援、ひとり親家庭の支援、民間宅地分譲地の購入支援、移住奨励金等々、ほかの地域で行っていない事業を先駆けて実施しながら、移住・定住や、その後の妊娠、出産から自立まで、切れ目のない子育て支援を目指しており、他市にお住まいの方々からもご評価をいただいています。

また、精神的支援としては、産前・産後の母子が気軽に集まって様々な相談や交流ができる場である「にこにこルームまるん」、子育てや暮らしについて家族や周囲から支援をなかなか得られにくい家庭を対象に母を直接サポートする「子育て支援ヘルパー」、「乳幼児託児」を組み合わせて利用できるよう多職種が連携して支援を行う体制を取っています。特に「妊婦訪問」、「パパママ教室」、「こんにちは赤ちゃん訪問」、「にこにこルームまるん」などの事業を通じ、妊娠期から出産、子育て期は保健師や助産師の連携を図り、支援が必要だと判断される場合は母の心身のケアを行う産後ケアなどへつながるような支援を行っています。妊婦への産前からの関わりについては、合併当初から取り組んできており、全国でも先駆けての実施として、近隣市の保護者から羨ましがられるような声もいただいています。

さらに、古川町、神岡町には、市直営の児童発達支援事業所を設置するとともに、令和4年度より子育て応援課に専任の家庭児童相談員を配置し、地域生活安心支援センターとも連携しながら、気になる子供、配慮を要する家庭等にも対応しているところです。また、議員ご指摘の岡山県奈義町が行っている子育て支援策についても概要を拝見していますが、その内容を見る限り、飛騨市では同様の内容は基本的には実施されており、遜色ないものと考えています。

今後も本市ならではの地に足の着いた結婚、移住・定住、子ども・子育て支援策を展開・発信することで、少しでも課題の解決を図るようにしたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、私からは5点目の防犯カメラについてお答えいたします。防犯カメラにつきましては、議員ご指摘のとおり市民を犯罪や事故から守るとともに、犯罪抑止を目的として、市内公共場所等へ設置を促進しており、現時点では公の道路、施設に16か所、18台を設置しています。また、場所の選定にあたっては、飛騨警察署の全面的なご協力をいただいています。この事業の制度化にあたっては、各種法令に基づき、飛騨警察署と慎重に検討を重ね、信頼できる管理責任者の選定や、個人の肖像権等を考慮した画像管理に関する防犯カメラ管理規定、個人情報取り扱い等を明記したガイドラインを設けています。お尋ねの個人宅における防犯カメラ設置の補助については、市の予算の制約に加え、税金としての公共性の観点、ガイドライン等の規定をクリアするという課題があり、現時点では考えていませんが、地域の団体に対し飛

驒市防犯カメラ等設置補助金制度を設けて支援しているところであります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、5点目の2項目、町のにぎわいづくりについてお答えいたします。飛驒市における「まちづくり」とは、地域の暮らしや文化を多くの方々に見て、楽しんでいただくことで、ふるさとの誇りとまちの元気を生み出す産業との考えで進めていまして、特に地域資源を活用した拠点の配置を進めてきたところです。

具体的に申し上げますと、まず薬草文化を学べる拠点「ひだ森のめぐみ」の新設に加え、市内飲食店での薬草メニューの提供、さらには定期的な薬草ワークショップの開催などを行っていきまして、市民をはじめ観光客の皆様楽しんでいただいています。また、「飛驒の森でクマは踊る」の拠点でもあるFabCafeHidaでは、カフェ機能だけでなく広葉樹の物づくり体験ができる施設としてご利用をいただいています。このほか、さくら物産館の蔵ホールで開催している「街なかポケットミュージアム」も回遊性を高める一助となっていますし、まちづくりを応援する拠点として新設した「node」も、飛驒市ファンクラブのサポートセンターとしても利用いただくことで、観光客と市民の交流の促進や、缶バッジやトートバックの作成などの思い出作りもできるなど、新たな町歩きのコンテンツの1つとなっています。なお、「ひだ森のめぐみ」におけるワークショップ体験者は令和3年が1,042人、令和4年が2,800人と大幅に増加しており体験交流による滞在時間の延長が図られているとともに、市役所前駐車場のナンバー認証による調査では、令和3年のゴールデンウィーク期間中の市内での平均滞在時間は約70分、令和5年が約90分と確実に伸びてきていまして、こうした取り組みが数値として表れてきています。

今後のにぎわいあるまちづくりにつきましては、昨年度発足した「飛驒古川・町並み景観研究会」を中心に、これまで守ってきた町並みを市民の皆様と一緒に再認識し、その魅力を新たな周遊観光につなげるため、町屋巡りや昔の町並み写真展の開催を検討しています。田近百貨店のように民間で工夫をしてくださることは大変ありがたいことですので、市民や観光客の皆様に広く周知するとともに、今後このような取り組みが拡大するよう「まちの元気応援事業」で積極的に支援していきたいと考えています。

また、飲食店については閉店する店舗も新たに開業される店舗、開業を予定されている店舗もあります。しかし、飲食サービスの不足につきましては、現在の大きな課題と捉えていきまして、まずは、まつり広場を中心としたマルシェの開催を通じてにぎわいを創出し、お客様にゆっくりいただける場所を増やすなど、必要な対策を進めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

6点目の持続可能な広葉樹のまちづくりについてお答えします。飛騨市が平成27年度から取り組む広葉樹のまちづくりは、木材生産を担う、いわゆる川上、製材や流通を担う川中、製作や販売を担う川下の各分野において、それぞれ専門的な知見や技術を有する実践者の皆様に支えられています。一方で、こうした人材は各分野で不足しており、事業を持続可能なものにする上での課題となっています。

このため、令和2年度に岐阜県立森林文化アカデミーと広葉樹活用に必要な人材育成などを目的とする連携協定を締結しています。また、どなたでも気軽に参加できる「広葉樹のまちづくりツアー」を令和元年度から開催し、これまでに132名の方にご参加いただいているほか、令和2年度からは「広葉樹のまちづくり学校」と称した人材育成プログラムを開催し、これまでに60名の方に受講いただくなど、人材の確保・育成に努めてまいりました。

少しずつ成果も出てきており、現在では、森林文化アカデミーに加えて、京都大学、東京農業大学、長岡科学技術大学など、広葉樹のまちづくりを学ぶために飛騨市を訪れる学生も増えています。議員ご指摘のとおり、大学との連携は人材の育成・確保にとって有効であると受け止めています。一朝一夕に成果の出るものではありませんが、中長期的な視点から、まずはこうした大学との意見交換を実施するなど意向を伺うところから始めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○10番（野村勝憲）

それでは都竹市長にお伺いします。私は何をキーワードにSDGsを進めているかという質問をしていますけど、回答がありませんが、何をキーワードにされているのですか。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように、SDGsはキーワードを1つ立ててやるという話ではなくて、3つの大きな分野がある。社会的包摂、環境保護そして地域資源を生かした持続的な経済成長。これを落とし込んで作っているということです。逆に言うと一言で言えるということであれば、それはSDGsを理解してないということになってしまいますし、それを市政の中でやっていくということではなくて、バランスの取れた形でやるというのがSDGsの精神ではないかというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

それでは、高山市が昨年度内閣府で認定されたことは御存じですね。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、何とおっしゃいませんですが、「SDGs未来都市」のことではないでしょうか。（野村勝憲議員「ちゃんとキーワード設定されていますよ」と呼ぶ）

◎議長（住田清美）

すみません、指名を受けてからお願いします。

○10番（野村勝憲）

はい。

ちゃんとキーワード設定されてやっぺらっしやるわけですよ。高山市は観光をキーワードにSDGs未来都市、「世界を魅了し続ける「国際観光都市 飛騨高山」の実現」ということでスローガンに掲げて、昨年内閣府にSDGs未来都市に選定され、本庁舎あるいは支所、国府支所とか丹生川支所の玄関にそのスローガン掲げて、具体的に市民と一体となって取り組んでいっぺらっしやるんですよ。そういう分かりやすいメッセージを伝えるのが飛騨市はないんですよ。都竹市長は小手先だけで。

△市長（都竹淳也）

SDGs未来都市の応募がそういう仕組みになっているんです。SDGsというものがそれを求めているわけではないです。ですので、相変わらずのよその話ですという、猿まねモデルですが、そうではなくて、やはりSDGsの本質というものを掴んでやるべきである。

それから、このSDGs未来都市というのを、岐阜県でも幾つかの自治体が応募されていっぺらっしやいます。我々も当然ながら検討しているのですが、これはあまり御利益がない。補助金でも計画策定とかそういったものだけに補助が充たる格好になっていますし、それを私どもがやる必要はないのではないかというふうに思っています。この内閣府のやるSDGs未来都市の取り組みだけがSDGsではない。ですから、全国自治体の中でこれに手を挙げているのはごくわずかなのだということだと思います。

○10番（野村勝憲）

それから、たしか持続可能な地域づくりに、2番目も都竹市長みえましたが、これですね、飛騨市版概要、これ第2期飛騨市総合政策指針、これ第1期を踏襲してやっぺらっしやっています。そのとき、有限責任監査法人トーマツに700万円の多額のコンサル料を払っているでしょう。これは、たしか平成29年の6月議会で私は一般質問をしています。そのとき企画部長は湯之下副市長だったと思いますけども、そのとき私は、市民と共有するために分かりやすい概要版を作りませんかと提案しているんです。そのときは作りませんとおっしやっていました。ではなぜ今回これになったのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

あのですね、第1期の計画というのは井上市長の時代にできているんです。それで、第2期の計画はそれを踏襲するわけではなくて、私の市政になってからですから、改めて検討し直して作っている。

それから有限責任監査法人トーマツは指定管理施設のコンサルにやったもので、この第1期、井上市長の時代のことですけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略に充てたものではないというふうに理解していますし、そういう議論をしてきているというふうに思います。恐らく記憶が曖昧になっていっぺらっしやるんだというふうに思いますけれども、私が市長になってからのものというのは、そういう形にしてない。

それから省略版、PR版の話は、第1期のものを今から概要版を作るというつもりはありませんでしたが、第2期は違うものをやっぺらっしやっていますから、これは分かりやすいものを作ったほうがいいのではないかとということでもありますし、それは議員の提案も参考にさせていただ

きながらやっているということでございます。

○10番（野村勝憲）

それでは、都竹市長は人口減少に対してこれだけ大変な、特に都竹市長になってから加速しているわけですよ。それに対してどのようにお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これも先ほど申し上げましたが、人口減少は基本的にはもう止められるものではない。推計どおりに進んでいくということも再三再四この場で申し上げていますので、議員の皆さんもほとんど理解していただいていると思います。もし、人口に手を加えられると議員がおっしゃるのなら、どこをどういうふうに数字をかまうのか、根拠を持って示していただきたい。ちゃんとそういう計算をしていただいて、人口の分析をして、今の人口減少、これは全国の流れと飛騨市の流れは平仄が合っています。基本的には同じですから。例えば飛騨市の出生者の減少というのは何が原因なのか。これも半分以上が人口構造要因です。つまり若い女性の数の減少というのは、これ全国も一緒です。それからもう1つは未婚です。この話もいろんな研究所の論文で既に出ています。ネットで簡単に手に入るわけです。それらを踏まえて私は人為的にコントロールできるものではない。ですから、これは受けとめて、そこの課題をしっかりとやっていく。ただ、少子化対策であって人口を反転させるとかそういう言い方をしていないけども、そこで各自自治体がそういう標榜してやっているものは先ほど市民福祉部長の話もあったように、既に早い時期から大半やり尽くしているということをおっしゃっているということです。

○10番（野村勝憲）

それではお聞きしますが、人口緩和策について、国府町と神岡町で今どちらが人口が多いですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国府町のほうが多いと思います。

○10番（野村勝憲）

そのとおり、国府のほうが多いです。要するに現在国府町は7,537人、神岡町は、これは令和2年の数字ですよ、7,450人です。しかし15年前は、神岡町が現在よりも3,140人多かったんです。だから15年間で3,440人減っているんです。国府町は15年間でたったの570人です。これはなぜだと思いますか。

△市長（都竹淳也）

逆に伺いたいんです。なぜだと思われませんか。反問にさせていただいて結構です。

◎議長（住田清美）

反問権の使用で。

○10番（野村勝憲）

もうちょっと勉強したらどうですか、そのぐらいのことは。まず、いいですか、住宅価格が

古川町よりも安い。さらに子供が育てやすい環境にあるわけですよ。1つは、保育園も小学校も中学校も広瀬町にあります。分かるでしょう。それともう1つは、買い物がしやすい環境にあるということと住宅政策がしっかり行き届いていると。だから宮川町から、河合町から移住して八日町とかいろんなところに、今、家を建てられていらっしゃるでしょう。その辺がちゃんとできている。だから緩和策が取れているわけでしょう。その辺、分からないのか。

△市長（都竹淳也）

認識がちょっと違いますね。それは一面的な話です。今のお話は国府町が増えた要因は説明されていますが、神岡町が減った原因を説明されていない。大変一面的なご意見だと思いますよ。これは神岡町の人口構造の変化です。早い時期から人口流出を経験しましたから若い女性の数が減っている、ここが一番の問題です。ですので、神岡町というところは、ほかの地域との人口の流動が少ないんです。人口の流動が少ないという地形の特性がある。その中で人口が減っていくというのは、過去の昭和40年代以降の神岡鉱山の合理化に伴う人口の減少、これが後になって影響しているということです。それは、人口というのは1回かまうと、その後、1回大きな変動が起きるとモメンタムとあって、50年、60年影響が出てくるんです。そういうことを考えて、まず神岡町の人口減少要因を考える。そして国府町の人口増加要因は確かにおっしゃるようなことだと思います。ただ、施策であったのかどうかということは検討しなければならない。人口というのはこういう議論をするわけなので、数を表面的になぞってやることではないというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

議長もしっかり仕切ってくださいね。簡潔に。弁解の答弁は要りませんから。

それでは、5番目の安心・安全でにぎわいのまちづくりの中で、市内で度々盗難に遭われた家があるわけです。そこはどこか御存じですか。

□危機管理監（高見友康）

申し訳ありませんが、承知していません。

○10番（野村勝憲）

これは古川町です。この市役所から10分以内の民家ですよ。それも1軒だけではないです。2軒、3軒と、私最近聞いています。ですから、先ほど前向きなような答弁だったのですが、まず古川町に防犯カメラを早めに数を増やしていただきたいのですが、その辺はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

一般質問のお答えでありましたように、2つの課題が今あります。1つは公共性の確保、もう1つは、個人の肖像権等の個人情報管理の課題が今のところクリアできていない。このために増設、個人のお宅に増設するという考えは今のところありません。一方で、団体、公的な施設等については、引き続き増設をしていく予定であります。

○10番（野村勝憲）

ちょっと市長に、前のことですがどもお聞きします。市長はたしか町ににぎわいをの問いに「市街地の東西と南北の対角線上に人を誘引するスポット配置する。」と答弁していますよね。

具体的にどんなものが配置されたのですか。

△市長（都竹淳也）

先ほど部長から答弁がありました、「街なかポケットミュージアム」これはまさしく西になります。北はやはり「F a b C a f e H i d a」、それから「飛騨里山サイクリング」、それからその拠点の「S A T O Y A M A S T A Y」がございすけども、やっぱりああいう民間の動きもありましたので、それが北の軸になっているというふうに思います。そうした町のどこかに集中させるのではなくて少し離れたところに人が集まるところを作る。中央ですけども「ひだ森めぐみ」も当然そうですね、瀬戸川周辺から弐之町に人を流すには効果がある。このように考えています。

○10番（野村勝憲）

最後の広葉樹のまちづくりについてなんですけども、私は、実は6月16日、高山市の村半で岐阜大学の地域ラボ高山に実際聞いてきました。それで聞いて感じたのは、これから少子化が加速するとき、どの大学も受験生確保にもう必死です。だから何とかフアンを作りたいということでやっていらっしゃるわけです。ですから、さらに地域社会との連携を図る大学はこれからどんどん増えてくると思います。私はそういうこともあって、明治大学に行ってきたんですけども、明治大学は昨年3月だったかな、こどものこころクリニックを開設していらっしゃる。なので、それでちょっとヒントになって、何とか社会連携ができないかということで、それはそれとしてまた別のアプローチでやります。ぜひ、野村部長、先ほど前向きな答弁がありましたように木工大学としっかりと連携をしていただきたいと思います、再度お願いします。

□農林部長（野村久徳）

やっぱり広葉樹のまちづくりは非常に幅が広くございます。例えばその施業の方法とか、あるいは伐採した木をどう更新していくか、あるいはそれをどういうふうに製材され、乾燥・製材・流通、非常に多岐に渡るわけです。そうした意味で、先ほど木工関係の大学とおっしゃいましたけれども、そういったところから。あるいは先ほどの答弁以外にも、例えば国立研究開発法人の森林総合研究所とも連携を進めたりしているわけですが、こういった交流というか、まずはそこから始めて、さらに課題解決につながるようなことがまた出てきますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

○10番（野村勝憲）

ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それでは2点目、急拡大したコロナ感染・祭・地域経済について。新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ5類に移行し1か月半。しかし、感染者数の発表が毎日の市町村から、週1の圏域単位となり、リアルタイムでの対応ができなくなり、また、市内で現在どのくらい感染者が出ているのか見えないなど不安な中、6月から食品と電気代がダブル値上げし、市民生活や地域経済に影響が出ています。そこで5点問います。

まず1点目、古川祭の後の新型コロナウイルス感染拡大と現状について。古川祭の後の4月24日から4月28日まで5日間は市の感染者数は県下42市町村でトップとなり、4月25日の69人は驚くべき数字です。「その要因は古川祭では。」と多くの声を聞きます。市の見解と古川祭

を視察された35名の台湾新港郷の人たちが新型コロナウイルス感染症にかかったようなことはなかったでしょうか。その影響をお聞きします。最近、報道によれば新型コロナウイルス感染者数は6月4日までの1週間は前週より増え、相変わらず飛騨圏域が最多と発表。5類移行後の飛騨市の感染状況を示してください。

2点目、不況が続く飲食店に市独自の支援策は。6月、全員協議会で「市は市内ヒアリングで、飲食店は一般客や観光客の利用が増えてきた。」と発表。しかし、私の体験や耳にするには、祭り頃、感染拡大の影響である居酒屋さんは数名の常連客で、午後7時半には閉店。また、あるスナックではお客さんゼロの日もあり、市の発表とは異なり、市民の行動は慎重で相変わらずの状況が続いており、市独自の支援策は考えられませんか。

3点目、祭とヒダスケについて。4年ぶりに飛騨市にも祭りが戻り、古川祭と神岡祭に市が募集したヒダスケも多数参加したようですね。盛大に開催され、古川祭は20名、神岡祭は30名の参加のヒダスケは、具体的な何を担当したのでしょうか。神岡祭が終わった3週間後、私の自宅に1枚のはがきが届き、早速5月17日に飛騨警察署を訪れ、ヒアリングと神岡の人からの情報によれば祭りに参加された方が大けがをされ、近くに病院があり、救急車など呼ばずに大騒ぎにならなかったようです。しかし、この事故は祭りに参加したヒダスケ4人も関係したようで、当然、市は事故の全容を把握しているはずですが、また、このことが事実としたらヒダスケを募集し祭りに参加させた市の責任は免れません。いかがですか。

4点目、畜産農家25戸にふるさと納税で経営支援を。6月補正で家畜用粗飼料の価格高騰で畜産農家の経営に深刻な打撃を与えており、高山市、下呂市同様、国の地方創生臨時交付金を活用し飼料代の高騰に対処されたことは、私は評価します。昨年の12月議会で私が質問した「ふるさと納税で畜産事業者の経営支援を。」に対し、市は「畜産経営の安定化に寄与できる対策が必要で、その取り組みの財源は一般財源を充てつつ、ふるさと納税の併用を検討。」との答弁。その実現のため、私から再度提案します。高山市や飛騨市でのふるさと納税返礼品の一番人気は飛騨牛で、主要産業に近い畜産にもっと光を当て、持続的、畜産業として経営の安定化が望まれます。高山市のふるさと納税は、まず地場産業の活性化、2番目に子供支援に使われており、飛騨市も地場産業の活性化にふるさと納税を使うべきです。そこで、畜産事業者25戸に1戸当たり年100万円掛ける5年で、1億2,500万円のふるさと納税支援をすべきです。例えば、外部のねこ事業者は、現在、1社に年5,000万円掛ける5年、2億5,000万円のふるさと納税が使われているんですけど、その半分で済みます。ぜひ実現できるよう検討してください。

最後に、地域経済に影響する労働力不足について。現在、人口減少と高齢化により全国で1,100万人の人手不足となり、地域経済と暮らしに危機が迫っています。6月、吉城建設事業協会と産業常任委員会で意見交換会を行い、かつて建設事業者は1,000人以上だったのが、現在は660人で慢性的な人手不足と高齢化で企業活動に支障が出ているようです。さらに最近、選挙の影響もあるので、県などから公共工事の事業量が減少し地域経済に影響が出ていると感じました。そこで、建設・農林・畜産・観光・製造・運輸・サービス業などの労働力状況と、不足による影響について市の認識と対応を示してください。

以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

大きく2点目、急拡大したコロナ感染・祭・地域経済につきましてお答えをいたします。私のほうからは1点目、3点目、4点目についてお答えをいたします。

まず1点目の古川祭後のコロナ感染拡大と現状についてお答えいたします。古川祭の後に確かに感染者が増加し、祭りに参加した方の一部でクラスターが発生したことも承知をしています。一方で古川祭の後、2～3週間程度も継続して多数の感染者が発生しており、おおむね数日中には発症するオミクロン株の特性を踏まえますと、祭りが原因であるということは説明が付きません。さらに、同時期に同じように高山市でも下呂市でも感染者が増加していることも踏まえますと、祭りが原因ということではますます説明がつかず、飛騨地域全体に共通する何らかの原因があるものと判断しています。なお、今年の古川祭の際に本市を来訪いただきました台湾新港郷の方々に関して、本市滞在後にコロナに感染された等の情報は伺っていません。

次に、5類移行後の感染状況についてですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日の5類移行後、感染者の全数調査が行われなくなりましたが、本市においては、岐阜県医師会のサーベイランスシステムにほとんどの医療機関が参加しており、事実上の全数調査となっています。このデータによれば、5類移行前の市単独のまん延警報発令基準が1日当たり平均感染者数13人であったのに対しまして、5月8日からの1週間は4人、次の1週間は6人、また、一昨日までの直近1週間も2.6人ととどまっており、落ち着いた状況が続いています。

なお、ご参考までに、県としては1医療機関当たりの感染者数が10人以上となると、4段階の感染レベル分類でレベル2、「感染拡大期」に相当するとされていますが、県医師会のサーベイランスシステムのデータでは、飛騨市の1医療機関の感染者数は0.1～0.9人程度と大変低い水準で推移しています。

続いて3番目の、祭とヒダスケについてお答えいたします。ヒダスケは、ヌシと呼ばれる人手不足などの困りごとを抱えた方の依頼により、その困りごとをプログラム化して、そのプログラムに参加して依頼主を助けてくれる方をインターネット上で募集してマッチングする仕組みのものでございます。実施にあたっては、市から依頼主に対して、事前にそれぞれの責任においてプログラムを実施していただくことや保険等の加入などの注意事項を説明し、それを理解いただいた上でヒダスケを実施いただいています。したがって、事故等があった場合には主催者がその責任を負うこととなっています。

今回の神岡祭の事故については、祭りの翌週4月26日に祭りの関係者から報告があり、市としても状況把握を行いました。併せて、ヒダスケの参加者からの聞き取りも行いました。その内容によれば、当時、昼間の渡御行列の終わりがけに、台輪が祭り関係者のお一人の方に接触し、足を負傷されたのではないかとのことです。事故のあった台輪には祭り関係者とともに6人のヒダスケ参加者がおり、祭り関係者の指示・指導のもと台輪を押していたとのことですが、そのうちのヒダスケ参加者の1人の方がいち早く事故に気づき、近隣の病院まで付き添って行ったとのことでした。また、後に事故にあわれた方にお伺いしたところ、けがの具合

も快方に向かわれているとのことと、誰にも責任を問うことはないということをおっしゃっておられました。また、ご本人が祭りの関係者でもあることから、あまり大ごとにせず穏便に済ませてほしいと強くおっしゃられていました。

以上のように、神岡祭での事故の発生は事実であり、事故にあわれた方には改めてお見舞いを申し上げますが、ヒダスケ開催中の事故については主催者の責任において対処されるものであると考えています。なお、古川祭のヒダスケにおいては、古川祭を手伝いたいという方を祭り関係者をつなぎ、7名の方に屋台曳きを手伝っていただきました。

続きまして、4番目のふるさと納税による畜産農家への支援についてお答えします。現在の市内畜産農家の経営については、議員ご指摘のとおり、飼料、資材の高騰等の影響を受け大変厳しい状況となっており、本議会において家畜用粗飼料価格高騰に対する畜産農家への支援にかかる補正予算を上程させていただいているところです。一方、飛騨市のふるさと納税については、令和4年度も好調で、対前年比4%増の18億9,000万円と多くのご寄附を全国からいただきました。また、ふるさと納税の返礼品については、昨年の12月議会でも答弁したとおり、特産品として飛騨牛をはじめ、乳製品、飛騨地鶏といった畜産関係の品物を多く取り扱っており、寄附者からも大変好評を得ています。

畜産経営支援に対するふるさと納税の活用についてですが、昨年の12月議会での答弁の繰り返しとはなりますが、畜産経営の安定化を図るという観点で言いますと、耕畜連携による地元産飼料増産への環境整備など中長期的な視点で対策を講じる必要があり、一時的な施策ではないだけに、未来永劫財源として補償されているわけではないふるさと納税を当てにするのではなく、できるだけ国・県補助などほかの財源も含めた一般財源で運用できるようにすべきであると考えています。

なお、市においては、コロナ対策や物価高騰対策でも、事業者が何をどのように困っているのかを見極め、それに的確に対処できるように施策を組み立てることが重要であると考えてきたところであり、今後においても対象者全員への一律給付、いわゆる「バラマキ施策」は実施しないという方針を堅持してまいりたいと考えています。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目の飲食店に対する支援策についてと、5点目の労働力不足についてお答えをいたします。

まず、2点目の苦境が続く飲食店に対する市独自の支援策についてです。商工課が6月初めに行った事業者へのヒアリングでは、全員協議会での資料に記載のとおり一般客や観光客の利用は徐々に増えてきており、5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、今年度の各種団体の総会や懇親会も通常どおり対面で開催されていまして、2次会での飲食店利用やタクシー事業者の営業時間も伸びていると聞いています。加えて、コロナ禍の期間中のように、大人数の飲食や時間短縮等が呼びかけられている状況ではないことから、お店よっての濃淡

があったとしても、現時点で市独自の支援策を講じる状況にはないと考えています。

なお、市としては、物価高騰対策のための事業者ヒアリングを継続していき、引き続き飲食店へのヒアリングも実施していますので、その内容を踏まえ、今後も支援の必要性について随時検討してまいります。

次に5点目の労働力不足についてお答えします。市内事業者を対象に年1回実施している「景気動向調査及び労働実態調査」の結果から、労働状況として従業員数が「やや不足」または「不足」と回答した事業者が46%あり、また、雇用について直面している問題といたしまして「求めている人材の確保が困難」あるいは「従業員の高齢化」と回答した事業者が68%ございました。事業者の意見からも、後継者不足や従業員の労働時間負担増の部分でかなりの影響がでているものと認識しています。

市では人材確保の取組といたしまして、大きく3つの内容で対策を行っています。1つ目は企業への対策といたしまして、十六総合研究所へ委託し開催しています市内企業の魅力情報発信事業の中で「自社の魅力を上げ、職員採用率を高めるセミナー」や「DXによる事業の効率化を進め、人材不足を解消するためのセミナー」等、選ばれる企業になるための改革を進めていただくための研修会を開催しています。2つ目は若者世代への対策といたしまして、就職情報誌「アンキニナル」を市内中高生へ配布、また、市内企業による高校説明会や、市外の高校を招いた企業見学会を今年度計画しています。3つ目は新卒者や、求職者への対応といたしまして、合同企業説明会を高山市と合同で年3回実施しています。

いずれにいたしましても労働者不足は深刻な問題でありますし、特にコロナ禍を経て全国的にも人材不足は逼迫しており、競争も激化していますので、引き続き、商工団体をはじめ経済連合会や関係機関等と連携を図りながら時代に即した対策を進めてまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

まず1点目の、新型コロナウイルス感染症の件ですけれど、私の記憶では、これまでに4人に1人が飛騨市民で感染されているのではないかと思います。それで、例えば5類移行後は別にしても、5類移行までの総数は5,000人以上を超えていると思いますけど、何名ですかね。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

手元には5類移行時点での数字しかございませんけれども、累計で5,564名の方の感染ということでございます。この人数は当然のごとく2回とか、複数回感染された方も入っていらっしゃると思います。現時点で約2万2,300人の人口ということでございますので、4人に1人というようなことになるかなと思います。

○10番（野村勝憲）

なかなか人口密度の薄いところでは多いなという感じがします。

それでは商工観光部長に聞きますけど、苦境が続く飲食店の件で、実際に飲食店からヒアリングされたと聞いています。ヒアリングは、飲食店、全員からされたのですか。それとも何件かでされているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

毎月行っていますヒアリングにつきましては、古川地区、神岡地区の飲食店13件をピックアップして行っています。飲食の中でもいろいろな業態がございまして、13件の内訳としては食堂、居酒屋、スナック、バー、喫茶、宴会、仕出しの中から、この13店をピックアップをして聞き取りを行っています。

○10番（野村勝憲）

私は全件回っているわけではないので、ただ、私が聞いたのは非常に厳しいという声が多いです。6割、7割の人が。これはまたいろいろな面で私自身もヒアリングしてまいります。

それでは3点目の、祭りヒダスケについて、これは重要な問題なので。神岡祭にヒダスケの人たちが参加しているわけですね。そうしますと、例えば5メートル～6メートルの大輪だと思えますけど、この運び方とかについて、ちゃんとトレーニングあるいはリハーサルとか、そういったことはされているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ご承知のとおりヒダスケという性質上、大体、当日にお集まりをいただいて、そこからいろいろご協力をいただくということですので、祭り当日にお集まりいただいて、特にリハーサルということはなかなかスケジュール的に難しいかなと思いますけれども、例えばこの大輪には本当にベテランの方が6人ついていらっしゃるというふうにお聞きをしています。その方から手ほどき等を受けながら、アドバイスを受けて本番に臨んでいらっしゃるということは確認しています。

○10番（野村勝憲）

私から提案ですけれども、実は東海地区のある自治体、この自治体には了解は得ていませんので名前は出せませんが、実は非常に祭りに対してどこも人材不足というか、担い手不足になってきてまして、何とか祭りを盛り上げたいということで会員登録をしてもらいたいということで、会員登録されているところがあるんです。それで、1人ということではなくて、1件にお願いしたいということで、件数でやられている。私が直近で聞いたのは、現在1,400件の方たちが加入されているんですね。実際、祭りに参加される人はその半分の700人ぐらいだというふうに耳にしています。それで会員になるには1件1,000円をいただくということをやっています。神岡には祭保存会はありませんけども、古川には祭保存会もありますので、私は祭保存会のほうには、またいろいろとサジェスションしていきたいと思いますが、こういうこともヒダスケ頼りではなくて、本当に祭りが好きなんだ、祭りを愛しているんだという人に呼びかけすると。そういう会員登録制を考えられないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ただいまのご質問は、祭りに対する人的支援ということで私からお答えをさせていただきます。

確かに祭りの運営に関しましても、人手不足があるのは皆さんご承知のとおりでございます。こちらに関しては、また祭り関係者の方々ともよくお話をさせていただきながら、どういった方法で不足分を解消していったり、助けていただく方法がいいのかということを考えていきたいと思っています。

○10番（野村勝憲）

ヒダスケはここだけではなくて、いろいろなところで活躍してもらっているわけですが、素朴な質問です。保険については、当然加入されているわけですね。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

保険につきましては、このヒダスケのお申し込みをされた時点におきまして、主催者側のほうで適切に入っているという指導というか、お願いをしています。

○10番（野村勝憲）

それでは畜産農家の経営支援についてですけども、私、今回、一般質問の原稿を持って、こういうふうにご質問をさせていただきますということで、全部回りきれていないですけども、昨日までで8件の畜産農家を訪ねていろいろ聞いてきました。

◎議長（住田清美）

正午を回っていますが、このまま続けます。

○10番（野村勝憲）

皆さんも情報を得ていらっしゃると思いますけども、子牛の価格が今下落しているんですね。だから非常に経営がダブルパンチになっているわけです。ですから、先ほど県や国のほうにもお願いするということが、やはり畜産農家にダブルパンチの現状があるわけですから本当に前向きに対応してもらいたいのですが、その辺はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

野村議員ご指摘のとおり、今、子牛の市場が全国的に、高山市は若干というか全国平均と比べると高いですが、全国的に下落しているということです。粗飼料について子牛がそういう粗飼料を食べるものですから、今回こういった補正予算を組ませていただいたところです。

畜産農家につきましては、非常に肥育も含めて飛騨の枝肉の部分は3,000円～3,200円を前後しているということでそれなりの価格を維持しているということですが、それにしてもやっぱり餌代が非常に高いということが、もうこれは構造的な問題になっていまして、この辺りをこれからどうしていくかということが大きな課題になっていくということになるかと思えます。

その上で、今回、耕種農家も含めて、国とか県の支援策を、肥料高騰に係る部分とか配合飼料に係る部分とか全て洗い出して、補足する部分を今回補正させていただくということで対応

しました。それが今回の粗飼料になるわけですが、そういったことで国・県とか様々な事業を見ながら、それで課題をクリアにしてそこに施策を手当てしていくということで、より丁寧にこれからも進めてまいりたいというふうに考えています。

○10番（野村勝憲）

今回の国の地方創生臨時交付金、これは牛を対象にされた24件ではないかと思うんですけど、飛騨市内には飛騨地鶏が1戸ありますよね。飛騨地鶏の場合は穀物を飼料としているので恐らく対象外ではないのではないかと思うのですが、ここも同じようにエネルギーだとか、全て物価高で影響を受けていらっしゃるんですね。この1件に対して、何か支援策を考えていらっしゃるというようなことは、現時点はどうなのでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今ご指摘のとおりでありまして、飛騨地鶏は粗飼料、草は食べませんので今回は該当しないということでございます。一方で配合飼料を使うわけですので、そこについては国の配合飼料価格安定基金制度とか、あるいは県の緊急支援事業もございますので、こちらの支援を使っていただきながら、引き続き、その経営状況等については見極めていきたいというふうに考えています。

○10番（野村勝憲）

ぜひ不平等のないようにその辺を配慮してもらいたいと思います。

最後の労働力不足についてですけども、本当に厳しい状況だというのは分かっているのですが、私サービス業の中でちょっと入れていたのは、飛騨市も人口減少が加速しているわけですね。そういう中で高齢化が進み、問題は医療や介護関係の人材不足も懸念されていると。これは慢性的なこともあるかもしれないですけど、その分野は人材不足含めて労働力不足はどのような状況なのでしょう。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

医療、介護、福祉の人材につきましては、飛騨市としても、全国的にもそうでございますけれども非常に厳しい状況でございます。飛騨市といたしましても重層的な支援をしているんですけども、なかなか充足といいますか、うまくつながっていない部分もございますので、引き続き、ここにつきましては対策を考えていきたいと思っています。

○10番（野村勝憲）

もう1点、観光を含めたサービス業の中で、時給単価が実は高山市と飛騨市を比較した場合、時給がこちらのほうが良いという話があって、こちらは辞めて、結構高山市のほうへ勤務されるという人がいると聞いているんです。その辺、市はどのような情報を得ていらっしゃいますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

観光面での人的不足につきましても、毎月のヒアリングの際に、高山市の状況も合わせてお尋ねをすることといたしております。その中で、やはり高山にホテルがたくさん建設をされ、そちらで単価を上げているために、議員おっしゃるように飛騨市内からもどれだけか流れている部分があるということは承知しております。

○10番（野村勝憲）

私、最後をお願いしたいのは、この飛騨市の地域経済は徐々に徐々に疲弊してきているわけです。ですから、どの分野をどうするというのではなくて、それぞれ課題があります。その課題解決のために、官民一体で真剣に取り組んでやっていただきたいと思います。それをお願いして私の質問を終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で10番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩とします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時07分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開します。

2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。早速、質問のほうに入らせていただきます。

まず1つ目は、AEDの設置についてお尋ねいたします。昨年10月から11月にかけて「AEDや緊急時の対応に関するアンケート調査」というのが実施され、市民の皆さん252名、事業所64社からの回答がありました。その結果が公表されていまして、それを基にして何点かお尋ねしていきたいと思います。

AEDは公共施設や大規模な商業施設には必ずと言っていいほどに設置・普及が進んでいる状況だと思っています。飛騨市においても既に多くの公共施設や事業所など、市内に104か所というふうにネットには載っていましたが、そちらにおいて設置をされています。AEDの普及が進むにつれて、実際にAEDを使って命が救われた事例が話題にも上がるようになりました。「自分たちの、職場でもAEDを設置したい。」とか「自治会などにAEDを設置できないか。」といったような話もぼつぼつと伺っています。アンケート調査の結果からも、身

近なところへの設置を望む声や、AEDの講習会の開催を望む声、24時間使用できるよう屋外設置を望む声、設置箇所の周知を望む声が見受けられました。AEDのさらなる活用や、1人でも多くの社会復帰率が向上するためにも、地域あるいは企業との体制づくりと、普及活動や適正な配置が望まれ、より一層きめ細やかな行政サービスを提供することが必要ではないかというふうに思います。

そうしたことを含めて、まず1つ目、集落等の集会施設あるいは公共施設、または事業所など、そういったところへの設置についてお伺いをいたします。飛騨市の設置箇所一覧表や設置箇所マップを見ると、設置されている場所が集中し、消防署、要は救急隊ですけれども、そこから遠い地区に配置されていない状況が見取れます。地域に偏りが無いよう、こうしたところへは自治会や区、あるいは事業所と協議をし、市において設置をしていただきたいというふうに思いますけれどもいかががお考えでしょうか。また、事業所、特に土木建設業については、事業所の内外においてAEDの必要性が高く、事業所や工事用車両に設置・導入してあれば、近隣で不慮の事故があった場合などサポートに駆けつけることができること。また、災害対応などへの機動性、市内路網などを熟知していることなどを考慮すれば、市がAEDの導入を支援し、普及することも必要ではないかと思っておりますけれどもいかががお考えでしょうか。

それから2つ目ですけれども、管理体制や使用方法などの教育について伺います。日中・夜間関係なく使用できるようにするため、外づけのボックスを設置することが望ましいと考えますけれども、市有施設への設置、その他事業所等への設置支援についてお考えはないか伺います。また、市民を対象とした、あるいは事業所を対象としたAEDの操作や心肺蘇生などに関する講習会の開催や、AED設置箇所マップの周知などについてどのように取り組んでいらっしゃるのか、今後の普及・啓発についてどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

よくBバイCのことも出てきたりしますが、人の命に関わることでもありますし、どこの自治体よりも命を尊ぶ自治体であってほしい、そんなことを思いながら質問をさせていただきます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それではまず1つ目、集落、事業所等への設置についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、市内のAED設置状況は設置場所が市街地に集中しており、消防署から遠い地区にかかわらず設置されていないという場所もあります。このため、市内の建設事業者等から、屋外、とりわけ人里離れた山奥等でのけが、急病等により心肺停止となった場合に備え、あらかじめAEDを準備しておきたい旨の要望があり、また、一部の自主防災組織からも救急車の到着が遅くなり急病等により心肺停止となった場合に備えAEDを設置してほしいとの要望が寄せられています。

これらのご要望を受け、市内の事業者、行政区、自治会等の自主防災組織等によるAEDの設置に対して補助金による援助をし、市内に普及できるよう現在検討を進めています。さらに

は、市内にAEDを普及するのみでなく、この設置を通じて、災害、事故発生時に、迅速に救命処置活動に参加できる人材を幅広く育成することにより、ハード面のみならずソフト面も含めて、市民の生存率向上を図る事業について検討を進めています。

続きまして、管理体制、使用方法等の教育についてお答えします。議員ご指摘のとおり、休日、昼夜を問わず必要なときに誰でもがAEDを使用できるよう、屋外収納ケース等に保管・管理することは極めて有効なことでありと認識をしています。また、AEDは薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理のみならず使用方法への習熟が必要不可欠です。こうしたことから、適切にAEDの管理がなされるよう、事業者や自治会等によるリース契約に対する補助を検討しており、この際、地域に偏りが無いように配慮致してまいります。

また、AEDの使用法の普及は不可欠の事項であることは言うまでもありません。これについては、現在、消防本部による普通救命講習を行っているほか、市が積極的に取り組んでいます防災士の育成においても、防災リーダー養成講座ではAEDの使用法を含めた救命救急講習が必須となっています。したがって、防災士を増やしていく取り組みがそのままAEDの使用法の普及にもつながっているものと考えています。また、防災士会の啓発活動としても普通救命講習等を開催しています。今後は、AEDの増設に伴い、関係機関・部局等と連携してさらなる講習会の充実拡大により、取り扱いのできる人材の養成促進を図ってまいります。

なお、AED設置箇所マップについては、消防本部で作成し、ホームページ上に公開していますので、設置情報登録について引き続き周知し、市民の安全・安心と生存率向上、「救える命を救う」という事業を図ってまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○2番（水上雅廣）

おおむね検討をいただいているということで周知させていただきます。

ただ、注文ですけど、事業者は補助事業でいいのかなと思うんですけど、集落についてはその集落の状況とかによって補助をどのくらいにされるかはこれからの検討だと思いますけど、裏を負担できないところがあったりしたときに行政区等については何とか市のほうで設置の支援をしていただけないかなというふうに思うのですが、そういったことについては検討いただけないでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今ご指摘のありました行政区等についてということですが、市として考えていますのは費用をおよそ2分の1程度を補助しようという考えです。日本全国の各自治体でAEDの設置援助をしているところは大体3分の1程度の補助というところですが、市としてはそれよりも少し多めに援助しようということで検討を進めている段階です。

○2番（水上雅廣）

2分の1ですか。もう少し頑張っていたきたいという気はしなくもないですが、また要望があるかもしれませんのでお願いします。

外付けに関してはどのような考えでいらっしゃるのですか。ボックスですね、立脚式とか壁掛け式とかいろいろあると思いますけど、その辺りについての考えをもう一度お願いします。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

屋外保管のAEDのボックスにつきましては大きく2種類あります。1つは温度に対応する高温低温に対応できるようにするものと、もう1つは性能の良いAEDを入れるので周辺機器がいらぬものと2つあります。市としては性能の良いAEDを入れて、特に電源等の不要なものを設置するよう検討を進めております。

ただ、この際、1つ課題がありまして、その課題は盗難対策です。誰もいないところに24時間置いて盗難に遭ったときの対応はどうしようかというところは今検討しています。1つは盗難保険に入るというところですが、そのほかに何かいい物がないかというのは今リサーチしているところです。

○2番（水上雅廣）

高山市はかなりの数が設置されていますし、既に自治会、町内会、校下、そういったところの代表者の方々と市のほうで話し合われてそれなりのところに設置されている。しかもほとんど外付けでできていると聞いています。その辺りも少し参考にさせていただいて検討をいただきたいと思います。やはり中ですと、先ほど答弁にもありましたが24時間ないのにどうしたらいいのというのは思われるし、その辺り一つ検討いただきたいと思います。

それから先ほどリース契約での「補助も」とおっしゃったのか、「補助が」なのか。購入もリースも対象として考えていらっしゃるのかということはどうのように解釈したらよろしいですか。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

高山市の事例につきましては、既に聞き取り調査は終わっています。高山市で屋外に出しているのが98個、公民館での設置が160か所というところでありまして。高山市は盗難等に遭わないように定期的に消防団、区の方が見回り活動をして、毎日点検・確認をしているというところを確認しています。

一方、飛騨市の自治会あるいは区等で防災備蓄品を渡していますが、その防災備蓄品がどこにあるか分からないという区がかなりの数ありまして、また、打保の防災庫等でも防災備蓄品を準備しましたが、点検しないためにほこりがかぶっているという状況がありまして、この区に渡して管理するということについては、どのように今後行ったらいいかという検討を進めている段階です。

2つ目、リースか買い取りかという質問への対応ですが、リースの補助を考えております。日本全国の自治体で全て買い取りの補助をしているという確認で、リースとなりますと飛騨市は日本初の例となります。リースを選択した理由ですが、リースですと業者が定期的に点検し、消耗品やバッテリー等の交換を定期的に行っていただけるということで、いざというときに使

えるようにするにはリースが最適であるという結論に至り、この方向で進めています。したがって、買い取りについては現時点では考えておりません。

○2番（水上雅廣）

多分リースについての要望も多いんだろうと思うし、それで結構かと。ただ、今ほどおっしゃったメンテナンスの部分ですけど、そこについての費用負担というのはどちらが。それも補助対象にさせていただけるという解釈ですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

ご指摘のとおりリース契約にした場合は、点検、メンテナンス、消耗品の交換代も全て含んだ形での補助を考えています。

○2番（水上雅廣）

分かりました。ありがとうございます。何とか早いうちに結論を出していただいて設置をお願いしたいと思います。

先ほどAEDのマップがホームページに掲載されているということで私も見ましたが、なかなかそれを皆さん御存じなくて、割と入っていきにくいところにあたります。全国版もあつたりしますよね。そういったことを何らかの方法で周知していただきたいと思ひますし、消防長もいらっしゃいますから、救急救命の講習会いゝろんなところで活躍をしていただひていゝますけど、お年寄りが多くてなかなか扱ひが難しいということもあるんです。その辺りも含めて講習の在り方とか講習の範囲、対象ということを検討していただひて、積極的に講習会、広報をしていただひけないかと思ひますけど、その辺りはいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

AEDマップにつきましてはホームページで公表してはいますが、消防本部が119番を受ける指令システムの地図の中にも表示してはいます。ですから、119番通報があつたときに、患者の状況が悪いときは応急手当の口頭指導をするのですが、それとあわせてその近くにAEDがあれば「どこどこにAEDがあるのでそこに誰か取りに行かせてください。」こういった指導をするようにしてはいます。

それから講習等の在り方につきましては、昨年ですが延べ55回、745名の市民の方に応急手当の実施をしてはいます。事業所もありますし、企業、自治体、学校、そういった方にしているわけですけど、1時間程度の救急法、それから心肺蘇生とAEDの実技に特化した救命入門コース、それから3時間の修了証を交付する普通救命講習、さらに8時間の上級救命講習ということで、受講者のニーズに合わせた分かりやすい講習ができる体制を取っています。

○2番（水上雅廣）

なんとか積極導入に向けてよろしくお願ひいたします。

では次の質問に入らせていただきます。市内の市有施設の有効活用ということで、2点ほどお伺ひしたいと思います。

まず、飛騨市スポーツ施設整備計画の見直しなどについてですけど、飛騨市スポーツ施設整備計画が平成31年2月に策定されています。今回、幅広い聞き取りなどは、私は行っていませんけれども、自身の考えというか、訪れたところで聞かせていただいたお声をもとにして質問させていただきたいと思います。

まず、この飛騨市スポーツ施設整備計画は10か年計画で、今おおよそ半分を過ぎまして、その間も社会情勢も変わってきていますから見直す必要があるのではないのでしょうか。中でも、市民に利用していただく施設、交流人口拡大に向けたスポーツ大会・宿泊誘致施設ということを考えるなら、古川トレーニング施設の改修、計画における現在の位置づけというのは評価Ⅱとなっていますし、もう1つの流葉交流広場、人工芝グラウンドの改修、これは計画上の位置づけがありません。これらについては現状を見れば早期に改修すべきではないかと考えます。

令和2年に改訂された飛騨市総合政策指針の中にも、「本指針の計画期間内（令和2年度から令和6年度）に整備を予定している主な大規模事業について記載します。ただし、基本的には毎年の予算編成の中で実施を検討していくものであり、各年度の財政状況等により実施年度が前後する可能性があります。」という表記もあります。

古川トレーニングセンターの整備については、これは一応記載がありまして、令和2年から令和3年、1億6,700万円ということですけど、「古川トレーニングセンターのアリーナを含めた内装のリニューアルの実施」、これは整備にかかる財源を確保している事業として記載されていました。

また、先の3月定例会における予算説明の中でも、令和5年度での予算化を見送った事業について触れられた中で、今申しあげました2施設の改修と思われる事業も含まれています。その中に「これらの事業は、引き続き事業の精査を続けるとともに、財源確保状況により年度途中においても予算化を検討していきます。」ということで記載されています。

こうした計画ですとか、指針が実効性を担保するのではないとは思いますが、冒頭に申しあげたとおり社会や経済情勢、あるいは地域の考え方や、市民、利用者のニーズなどが変化していく中で、スポーツ施設整備計画に掲げた事業の現在の状況、それから計画の見直しについて、今申しあげた2つの施設の改修について見解をお伺いしたいと思います。

それからもう1点、宮川町の教員住宅を公営住宅に変更いただけないかということです。公共施設個別施設計画書の個別施設の方向性の中で、宮川町の教員住宅について「施設の方向性としては、住宅としての機能維持、長寿命化に資する必要最低限の保全を行いつつ、住民ニーズに適合した他用途への転用、他施設への統廃合など、施設の再改編を検討していく」と表記があります。また、今後の取り組みの中にも「有効活用されていない施設を全く異なる用途に転用し生き返らせる」ことなどを検討したという表記もありました。

今後のこの住宅の施設の運営・維持管理や地域住民の定住、そういったことを考えていただければ、当該施設を公営住宅に用途変更することが望ましいのではないかというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、スポーツ施設整備計画の見直しにつきましてご答弁を申し上げます。この飛騨市スポーツ施設整備計画をご紹介もいただきましたけれども、平成31年に策定いたしました5年目を迎えているということでございます。ただ、この間コロナ禍もありましたし、非常に思わぬ物価高騰になっているものですから、社会状況も随分変化しているというふうに思っています。結論から申し上げますと、この計画は見直しが必要だと考えています。

まず、現状を申し上げておきたいと思うのですが、現在の整備計画の策定にあたっては平成30年度に委員会を立ち上げまして、特に事業費の大きな施設整備について検討いたしましたわけです。検討委員会からいただいたお答えとしては、総合的評価1位で新規に進めるべき事業として挙げられたのが3つありまして、桜ヶ丘体育館トレーニング室の整備、それから古川町屋内運動場の新築、それから数河緑地広場人工芝敷設というこの3つでありました。総合的評価の2位といたしまして、優先度を検討する事業というふうに位置づけられましたのが3つございまして、これがトレーニングセンターの改修、流葉人工芝グラウンドの増設、ふれあい広場のグラウンドの増設と、3つだったわけです。このうち総合的評価1位の桜ヶ丘体育館トレーニング室については、整備が完了しているということです。

問題は次の屋内運動場の新築ということですが、設計受託事業者の方が昨年急に亡くなられてまして、その作業が少し遅れています。さらに、物価高騰で規模の見直しを余儀なくされてきて、それによって事業全体が遅れているということでありまして、本年度実施設計業務を発注いたしまして、事業費の積算を行うということにしているわけでありまして、相当の増額が予想されるということで、これはどういうふうにしていくのか判断をしないといけないということです。

それから数河緑地広場の人工芝。これはもともと地元の要望があって始めたんですけれども、計画をしたんですが、令和2年の正月、コロナ禍の直前だったんですけれども、地元の数河高原観光協会から、整備は求めない、いらぬというお話がございまして、今保留しています。

次に、古川町トレーニングセンターであります。令和2年度、一期工事として喫緊の課題でありました屋根と2階トイレの改修、これは完了いたしています。そのあとは、屋内運動場の整備が終わった後に、二期工事をやろうということにいたしまして、トレーニングジムや事務室及び1階トイレの改修。三期工事としてアリーナ床の改修の順に進めようという構想を持っているわけでありまして。

それから、総合的評価2位の流葉人工芝グラウンドの増設、ふれあい広場グラウンドの増設については優先すべき事業が今申し上げたように見通しがなかなか立っていませんので、まだこの検討までには至っていないという状況にあります。

これがスポーツ施設整備計画に掲げられています、この優先順位の高い事業の現況ということです。

その上で、今後どうするのかということですが、まずもって屋内運動場の設計が遅れている、規模を見直さなければいけないというものですが、これにつきましては、シニアクラブ連合会が、もう15年以上前から本当に熱心に粘り強く要望してこられたものでありますし、私としてはしっかり整備を行っていかねばいけないというふうに思っています。

次に、古川町トレーニングセンターのトレーニングジムの整備であります。これも一般質問でも何回かご質問いただいていますし、古川町内での要望の多い事業であるということは承知をいたしていますが、計画を策定した後に古川町内で民間のスポーツクラブが設立運営されているという実態もございまして、民業圧迫になるところを避けなければいけないということも少し考慮しなければいけないということでございますし、こちらにつきましても事業費が全体的には高騰してきていますので、事業費を抑えながら、利用者ニーズに合った整備の在り方というものを再検討する必要があるというふうに考えています。

それから、流葉交流広場、人工芝グラウンドの改修という問題があるわけでありまして。増設の前にまず改修だというようなことであります。こちらにつきましても、スポーツ合宿で大変使っておられますので、経済波及効果も非常に大きいということで、地元からも大変強いご要望をいただいているわけでありまして。ただ、人工芝を全面張り替えによって改修しようとしたしますと、あそこはちょっと路盤をかまわないといけないものですから、ざっと見積もっても3億円以上になるだろうというふうに思われまして、なかなかすぐに踏み切れないという状況でございます。それともう1つ大きな問題が、全面的に路盤を入れ替えようと思いますと、その間、整備期間が長期にわたることになるんですね。お客さんの受け入れがその間できないこととなります。春から秋にかけて流葉周辺のお宿さんはこのグラウンドを使った受け入れをされておられますから、改修で使えないということになると1年収入がなくなってしまうということになるものですから、そうすると、直すためにはどこか別のグラウンドを用意して、そこでまずやっていただいて、その後に整備するというをやらなくてはならないということになりまして、これまたなかなか簡単に踏み切れないという状況でございます。ただ、このグラウンドにつきましても状態が悪い場所が目立つようになってきていまして、利用者の方々からも伺っていますし、当面の対応として9月補正予算で最低限の補修をする予算を計上したいというふうに考えています。それによりまして来シーズンの運用に最低限、支障を来さないようにしてまいりたいというふうに考えています。

それから財源でありますけれども、当初、合併特例基金を使おうというふうに考えていたわけでありまして。ただ、この5年間の間、いろんな新しい課題というのが出てきていまして、先般もご説明してありますけれども、防災行政無線のデジタル化、これに踏み切れないといけない。それから喫緊の課題として、流葉スキー場のリフトを急いで改修しなければいけないという問題が起きていて、ここを直さないと修学旅行とかの受け入れができないという問題もあって、そうすると、これを放っておくわけにいかない。当時こうしたものは想定していませんので、今そういった喫緊の課題の中で財政の見通し、財源の計画というのをどう立てるのかということが課題になっていまして、今、財政課長にちょっと全体的に年間の余力がどのくらいあるのかということシミュレーションしてほしいという宿題を出していまして、その辺りを踏まえながら、今後のいろんな大規模事業についてどうしていくのかということを考えていきたいというふうに考えています。

いずれにしても物価高騰がございまして、整備費用も高騰してきていますので、これもある程度落ち着きを見ないと、乱高下しているような状態ですとなかなか踏み切れないこともございまして、そもそも予算の規模は幾らまでいけるのか、財政余力がどこにあるのか、そうしたこと

を検討する中で、この整備計画の見直しをしなければいけないということでございます。いずれにしても今年度、その見直しをしたいというふうに思っていますので、今申し上げたような線に沿いながら優先順位と財源計画をしっかりと立てて検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは、2つ目の宮川町教員住宅の公営住宅への用途変更についてお答えします。宮川町の教員住宅は、国庫補助事業を活用して平成6年度に建設されています。補助事業により取得した際の財産処分制限期間を経過していますので、法的には用途を変更することは可能となっています。

市が所有する教員住宅は、宮川町林地区に世帯用2部屋、山之村地区に世帯用2部屋、単身用6部屋を設置していますが、これらは僻地教育における機会均等、教育水準の向上の観点から建設されたものです。しかしながら、宮川町は道路改良により交通状況が改善され、古川町などからの通勤がしやすくなったことから、宮川町の教員住宅の利用が限定的となっており、現在は利用を希望する教職員がいない状況が続いています。

議員ご提案の公営住宅としての活用に関しては、建設から29年が経過してしまして、老朽化が進んでいること、加えて宮川町内にある既存の市営住宅にも空きがあるなど、市営住宅として活用する必要性はそれほど高くないものと思われまます。したがって、今後は一時避難者等の仮住居など他の活用方法を模索しながらも、売却の可能性についても関係各所と協議し検討してまいりたいと存じます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○2番（水上雅廣）

先に教育委員会のほうから。道路交通状況がよくなって僻地というか、かつてのようにあそこに常駐というか、先生がいらっしゃらなくても通勤していただける状況になったと。それはそのとおりだろうと思います。

今ほどの答弁を聞いていましたら、29年経過して耐用年数が済んだので用途変更できるんだけど、少し修繕とかにも手がかかりそうだという中で、一時避難所として使用したりあるいは売却を考慮したいというお話かと思いましたが、どうなんでしょうね。契約期間というか耐用がずっと過ぎて使うのか売却なのかよく分からないけど、市営住宅はたくさんあって空きもあるからそちらへ移れという、どうもその辺の感覚が市民とずれているのかなと。私はこの中であまり強調しませんでしたけど、「地域住民の定住を考えれば」と通告書の中にわざわざ入れたんです。それは市営住宅がたくさんあって、空いている住宅があることも承知しております。ただ、これだけ人口減少ですとか地域の力というのが弱くなってきているときに、私の周りでもいろんな関係で外へ行かれる方がいるんですが、そこへ住みたいと思われている人はた

くさんいるんです。

言うまいと思っていましたけど施設も老朽化してきたりすれば公営住宅のどこかへ移らないといけないだろうと思いますけど、そうしたときに、あっちにあるからこっちにあるからって、それはそのとおりですけど、やっぱり地元、地域で生きてきた人間はやっぱり地域がいいという、これは皆さん分かっていただけるのかなと思うわけです。教員住宅もさほど必要性がないのであればそういう方向にシフトすることはいいのではないかなと思うわけです。入れる人がいるわけですから。このままの状況だとまた売却にしたって何にしたって修繕費もかかるわけではないですか。それであれば、どれだけでも収入を得てもいいのかなと。そこで地域の人が家族ぐるみで住んでいただくことのほうが、私はメリットがあるのではないかなと、あの辺にいるものですから余計に思うのかもしれませんが、そんなふうに思いますけれども、教育長いかがでしょうかね。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

私もそのように思います。ただ、現在宮川町にはほかにも空いている市営住宅があるということで、私たちは今のところではさほどの使用の希望がないのではないかというふうに捉えているだけでございます。それよりも私としては本来教員住宅としてできればここに来て住んでいただいて、地域の教育に取り組んでいただけると嬉しいと思っています。

○2番（水上雅廣）

そうですね、外から呼んできてください。でも、別に教員住宅ではなくたって空き家はいっぱいありますから。幾らでもあっせんしますし、ご要望にはお答えできるようにまた地域の皆さんと頑張りますよ。なので、ここのところはもう一考いただくということをお願いしたいと思います。あそこに明かりがつくのとつかないのでは、周りの景色が一変しますから。こういうふうにおっしゃるのなら、ぜひ教育長も外から家族連れの良い先生を連れてくるとか頑張っていたきたいと思います。

それから市長に答弁していただいた施設の話ですけど、数河の話は少なからずショックといえますか、うんという話ですけど、私はあそこが先ほどおっしゃった代替えみたいな感じでできていけば流葉と数河としっかりした関係ができて、うまく回るのではないかなと勝手に思っていました。今のことは少し残念。残念と言ったって市長としてもそうやって地域の人が言われるのであればそれ以上のことは難しいのかなというふうには思いますけど、もう一度再交渉とか、そんな思いというのはあるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最初、直接私は言われたものですから結構ショックでありまして、ただ、地元から希望がないものを造るわけにはいかないということもあって保留状態になっているんです。ただ、1つあると思いますのは歴史的にといいますか、ずっとあそこは数河・流葉一帯の地域なのですが、数河は数河、流葉は流葉できたのではないかと考えているんですね。ただ、経営者の方々も高

齢になってこられて、受け入れの余力というものもなかなか最近なくなってきて、そこら辺2つの地域が分かれて何かをしていくという時代ではなくなってきたのではないかとということも思います。

そうしますと、例えば数河という地域にあるけれども、これは流葉を主体にして両方で使ってほしいとか、そういうことはあるのではないかと考えていまして、そういった長い地域の意識というものを少し変革を求めながら持続可能な形にしていくということはあると思っています。これは今の施設整備だけではなくて、今大会の受け入れの問題も同じ問題に直面して、サッカーとかラグビーの大会、非常に多くやっていたいただいて好評なんです。ぜひ来たいというところが多いんですが、もともと宿泊施設のお客さんの増加のために始めたのですが、最近受け入れてもらえる宿が少なく市内で受けられないものから高山市に頼もうかという話まで出ている。そうすると市内全域で受けていかないと大会のニーズは非常にあるけど受けきれないということがありますので、そういったことも含めて地域全体でどうするかということの意識を醸成しながら、その中において今のグラウンドの使い方というものをもっと少し広域といいますか、数河のみということではなくて使っていくという形を取れば、これは一歩踏み出せるという可能性もあると思っていますので、その辺りを一つ一つ話をしながら進んでいきたいということをございます。

○2番（水上雅廣）

少し触れられましたけど、やっぱりお宿のほうもいろいろとこういった計画によって意欲とかそういったものにも影響してくるのかなと。ましてやどこもここも高齢化といわれて、お宿さんも経営者が年齢を重ねてこられると改修意欲が薄れていたり、将来的にはどうしようということになるのかなということも思わなくもないです。動ければ動けるほどそういう意欲も出てくるのではないかと思いますし、市長が今言われたように市内全域を見たときも、今のうちにできることをやろうという思いになっていただければきっかけにもなるかもしれない。そういったことも含めて何とか今言われた方向でしっかりと検討をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

最後の3つ目の質問に移らせていただきます。土木工事の計画的な確保ということでお尋ねさせていただきます。1つ目は土木工事の計画的な確保と、2つ目に財源確保をお尋ねしたいと思います。

建設業の社会的な役割ですとか地域での役割については、今更多くを語らなくてもよくよく承知いただいているものと思います。しかしながら、昨今の建設業界の状況を伺いますと、直轄ですとか補助事業あるいは単独事業、そういったもの全部含めて受注状況が非常に厳しいと聞いています。私が聞いている中で前は、「厳しい」とか「少し薄い」という表現だったのですが、今は「完全がない」という表現に変わられた業者さんもありますし、これはしっかりとお尋ねしておいたほうがいいかなと思われましたので今回取り上げさせていただきますけれども、率直に土木事業者の現状を市のほうではどのように認識しているのかお伺ひしたいと思ひます。

国や県事業については、進行中の事業を含めずっとこれまでもそうでしたけど要望を重ねていただいていると承知しています。今回は、市の土木事業の計画について、この先も含めてど

のような考え方で事業を生みながら、その予算確保に当たっていかうと思っているのかお伺いをしたいと思います。

次に財源の話ですけど、補助事業の裏負担、単独事業に対する一般財源、そうしたものをどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。それからこれは欲ですけども、地域振興費について配分の見直しや現状に鑑みた増額は考えていただけないのかお伺いをいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

土木工事の計画的な確保ということでございます。1点目につきまして、私から答弁を申し上げたいと思いますが、今もお触れになりなしたけど受注状況が厳しいというお話は時折伺います。それについていろんな詮索をされる方、そういう不見識な方もいらっしゃいますのであえて私から答弁を申し上げたいということでございます。

市内の土木事業の現状について個別に見ていきたいのですが、まず国直轄事業です。ここについては本当に要望を、もう本当に毎年すごい回数をやっているわけでありまして、直轄国道41号で、今、船津割石防災事業、梨ヶ根登坂事業を実施していただいています。これにつきましては、毎年着実に予算を配分いただいていると私たちとしては評価していきまして、両事業併せて年平均10億円強の予算規模で事業進捗を図っていただいています。こういう道路工事、特にトンネルの工事というのは、その時々の手付けによって大きく事業費が変わりますが、現在やっている内容としては十分に予算をつけていただいているという認識でございます。

それから直轄事業はもう1つ砂防事業がございます。神通川水系直轄砂防、こちらは跡津川砂防堰堤群、江馬東町砂防堰堤群の事業を実施していただいているわけですが、こちらでも毎年着実に予算を付けていただいきまして、両事業併せて年平均5億円強の予算規模で事業を進めていただいているということです。道路、砂防ともに直轄事業については毎年安定した予算で事業が進められていきまして、市としても本当にありがたく思っていますし国のご支援を高く評価をさせていただいているということです。

次に県です。古川土木事務所の事業ということになるのですが、飛騨市管内の予算、過去5年間を見ますと、トンネル工事等でこれも事業規模による波はありますが、おおむね補正分も含めて安定した予算をつけていただいているというふうに評価していきまして、内訳を見ていきますと、公共・県単とあるわけですが、公共が大体年平均で22億円です。県単事業、これは先日も議員も出ていらっしゃいましたが、飛騨地域の同盟会のときに隣の首長さんが「最近県単が少ない。」ということをおっしゃっておられましたけれども、飛騨市については年平均10億円でおおむね安定的に予算を配分いただいていると。令和3年度だけが6億円と少なかったのですが、ただ、前の年に非常に多く8億円弱が前倒し措置されていますので、令和2年度、3年度をならずとほとんど変わらないということで、これは順調に配分していただいているものと評価していきまして、古川土木事務所は、その意味で公共・県単ともに安定しているということです。

次に飛騨農林事務所の予算ということになりますが、過去5年間で事業規模による年度間の

波はありますが、年平均では約3億円を確保いただいています、これもおおむね安定した配分というふうに評価しています。

次は飛騨市ということになりますが、飛騨市は土木関連事業の予算につきましては、国・県補助事業や市単独事業を併せて年間インフラ投資をおおむね11億円という目安にしています、その予算確保に努めています。したがって、これも引き続きその方針を継続してまいりたいと思いますし、これについてはしっかり予算措置をしているということです。

このように見てまいりますと、国・県及び市における通常の土木関係予算は検証してみた結果としても、年度予算はおおむね確保されているというふうに考えられるわけです。そうすると、それ以外で何か要因があるのではないかということになります。著しく変化が出てくる要因が災害復旧事業の減少でございます。飛騨市内の過去の災害を振り返りますと、平成30年以降大規模な災害が発生してないわけです。過去5年間の県及び市の災害復旧費は、平成30年～令和2年の3か年の平均予算額は25億円でした。毎年25億円。しかし、令和3年、令和4年の2か年の平均は3億円です。8分の1まで減っています。恐らくこのギャップが市内の土木事業者さんの肌感覚として仕事がないということになっているのではないかと思います。

ただ、これは災害復旧費ですので、当然、通常の予算の中で確保できるというものではございませんし、災害は本来ないほうがいいわけでありますので、これを願うということもなかなか難しい。そうすると穴埋めもなかなかできないということになりますので、ここは甘受せざるを得ないということでございます。ただ、そのことを別にして申し上げれば、先ほど申し上げたように市内の土木関連事業、安定した予算を国・県ともにご配慮いただいているわけでありまして、これまで同様にしっかりと要望もさせていただく。また、連携関係も非常にパイプ太くやっていますので、こういったところを維持しながら引き続き予算確保に努力してまいりたいということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私のほうからは、2点目の財源確保につきまして答弁させていただきます。建設事業の財源は、国や県からの補助金、受益者からの地元分担金のほか過疎債をはじめとする地方債などがありますが、これらを活用するには、実施する事業の内容や規模など一定の条件を満たす必要があります。そのため、路線の選定や事業規模など国・県補助事業の採択に向けて調整を重ね、その後に地方債の中から交付税措置率の高いメニューを模索して予算化しているところでございます。しかし、地域基盤振興費などの小規模な道路補修には国・県補助金や地方債が活用できないため、市の真水の負担となる一般財源で措置せざるを得ません。この一般財源をできるだけ少なくすることが財政負担の抑制につながりますが、市民生活に必要な修繕予算や建設事業者に対する一定の公共事業費は確保する必要がありますので、今後も国や県の発注予定を見据えながら必要額を予算化していきたいと考えています。

なお、市全域の道路修繕費をカバーしている地域基盤振興費の予算額は1億5,000万円とな

っており、当市の財政力ではこれ以上の増額は大変厳しい状況です。ただし、地区ごとの予算配分の見直しについては、今後の状況を踏まえて適切に対応していく所存です。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○2番（水上雅廣）

積極的に一生懸命取り組んでもらっているということで、国の事業とかで、県もそうなのですが、ある方にお聞きしたときに、先ほど市長も前年度、前々年度が膨らんだということをおっしゃいました。国の強靱化計画とか過疎化計画というのが3年と5年。これが随分と前倒しをされているということで、全体の金額でいうと薄いんだと思います。いろんなところへの今後の補正の話、今の状況は大概9月補正とかで本予算は抑えながら補正であげるような感じの組み立てになっていると思うんですけど、そこが少し薄くなってくのではないかなという心配はなくはないと思うので、そういった辺りもぜひ含めて要望とかそういったものをお願いしたいです。市のほうは市のほうでなかなか国や県の事業の不足分を補うなんていうことは、これはできるような状況ではないということは分かっています。ただ、コンスタントに出していただきたい。事業がやっぱり出せるのに出せないという状況ではないのかなと思いますけど、それにしてもある振興事務所ではもうないとか、そんなような状況も言うわけですか。それは担当者の感覚かもしれません。もう決めてしまったからないと言っているのかもしれませんがね、その辺を少し検討いただきたいと思います。

何にしても、先ほど就労の話もありましたけど、建設事業関係者が高齢化もしております。企業としては賃上げもしていかなければいけない。そしてもう1つは残業時間の制約ですよね。そういったものも出てきている中で、若い人にも入っていただきたい、活躍してもらいたいという環境を整えようと思うと、それなりにやっぱり事業というものが実施できていかないとできないわけですから、その辺りも少し考慮いただいて、この先の建設事業に目を当てていただきたいなと思います。

もう1つ、決算状況などで普通建設事業費、ずっと出てきます。大体平均して、二十数億円というところで、結構なお金でいただいていると思うんですけど、要は促進があったり、機械の購入があったり、建築とかあるわけで、今ないないって言ったのは多分土木作業員が働ける仕事が少ないのかなという感覚はあります。そのことだけ少し申し上げて、その辺りに手を入れていただけるとありがたいかなというふうに思いますから、検討をいただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時05分といたします。

（ 休憩 午後2時00分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

9番、前川議員。なお、質問中、資料の使用願いがでていますので、これを許可いたします。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので、質問を始めさせていただきます。今回、大きく4つ質問させていただきます。

1点目です。保育園の新設合併についてということでお伺いをいたします。中に6つございます。1つ目は神岡町内にある3つの保育園の今後について。2つ目は、旧町村に公立保育園を1園残すというものがありましたので、その方針について。3つ目は、公私連携施設のメリットと保育所型とは、ということです。4つ目、認定こども園のメリット。5つ目、新設合併に伴う支援。6つ目、旭保育園の園舎はどうなるのかということです。

資料のほうも配付させていただきましたが、双葉保育園のことをお話させていただきます。昭和31年5月8日に双葉保育園が産声を上げました。昭和35年に季節保育所から常設保育所となり、定員が60名。その後、昭和41年には社会福祉法人双葉福祉会として厚生大臣から公認され、昭和43年に旧園舎が完成し、翌昭和44年に定員120名となりました。昭和56年には定員が90名。昭和60年には3歳未満児の保育を開始。平成12年に定員が80名となり、その後、平成16年には90名に増え、平成18年からは一時的保育が開始されました。平成21年には今の園舎に移転をし、定員が150名となりました。産声を上げてから、今年で68年。令和7年には創立70周年を迎える年となります。

そこで先ほどの6点について伺ってまいります。神岡町内にある3保育園の今後です。現在、旭保育園、山之村保育園、双葉保育園と、神岡町内には3つの保育園があります。子供の減少により、山之村保育園は休園中。旭保育園は平成20年に釜崎・神岡の両保育園廃園に伴い、定員60人を100人に増やしています。平成24年には1億1,500万円をかけた大規模改修、耐震工事などを実施しました。同じく平成24年には、エアコンを2台、平成29年に3台、平成30年に3台とエアコンの設置工事が完了しています。双葉保育園は平成21年8月17日に現在の場所に木造の園舎を新築し、移転しました。少子化が進み、今後の保育園の運営も厳しいものになると予想されています。飛騨市では、令和8年に公私連携保育所型認定こども園を新設合併する計画があるようですが、どのようなものになるのでしょうか。

2点目です。旧町村に公立保育園1園の方針です。双葉保育園が新築移転する際、旭保育園をなくし、双葉保育園の定員150人で運営する予定で進んでいましたが、公立保育園廃止に対し反対する声があり、旧町村に公立1園を維持することの方針が打ち出され、今のように近い場所に公立1園、私立1園となりました。今回は公私連携ですが、事実上は社会福祉法人の運営する認定こども園となります。公立保育園を残してほしいとの声が出てきた場合、市としてどのような考えで向かわれますか。

3点目、公私連携施設のメリットと保育所型とは、ということです。認定こども園は全国で多数運営されています。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とありますが、今回は保育所型を選択されるようです。公私連携施設として運営するメリットと、保育所型を選択した理由はどのようなことからでしょうか。

4点目、認定こども園のメリットです。これまでは保育園に入るのに、2号、3号と認定され、保育園に入園することができていました。2号、3号は「保育の必要性を認めた場合」、つまり仕事をしているなどの条件が必要でした。1号は保育の「必要性が認められない場合」となっています。未満児では3号がこの保育の必要性の該当となり、3歳以上になったときに、失業したり育児休業期間になると1号へと変わってしまいます。このときに産休で休んでいる場合は、そのまま継続されるので大丈夫ですけれども、基本的に1号認定となると認定こども園か幼稚園しか入園ができません。飛騨市の場合は幼稚園がありませんので、受け入れできる範囲内で短時間保育の9時から12時の受け入れを保育園で行い、午後については、延長保育として保育料が発生しますが、保育園での受け入れを行っています。認定こども園になると、保育の必要性という要件がなくなるため、保育の必要性があるのかないのかは関係がなくなるというメリットがあります。つまり、希望すれば誰でも認定こども園に預けられるのです。保育園と違うことによるメリットはほかにもあるのかお伺いいたします。

5点目です。新設合併に伴う支援です。公立保育園から指定管理期間を経て私立保育園となった園は、資産が無償譲渡されていました。今回は双葉保育園の木造の園舎を活用していく方針のようですが、開園から現在14年が経過をしています。医師住宅や看護師住宅は22年が耐用年数であり、建て替えの方針が示されています。木造住宅の耐用年数から見ますと、既に半分近くの年数が経過していますが、新設合併に伴う支援、新設合併後の運営に伴う支援はどのように考えているのでしょうか。

最後、6つ目です。旭保育園の園舎についてです。新設合併後は、旭保育園の園舎が空いてきます。以前、公共施設の整理統合の話も出ていましたが、旭保育園の園舎はどのようにしていく方向でしょうか。以上6点お伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

神岡町の保育園につきましてのお尋ねでございます。

1点目から4点目までを、私から一括してご答弁を申し上げたいと思います。とても重要な話ですので、少し丁寧に詳しくご答弁を申し上げたいと思います。現在、神岡地区では公立の旭保育園と私立の双葉保育園の2園に加えまして、認可外保育施設である山之村保育園を設置してまして、山之村保育園については希望者がいないことから令和4年度より休園しているという状況でございます。保育園ですから子供の数ということになりますが、近年の神岡地区の出生数、平成26年度は42人、平成30年度が30人、令和4年度、昨年度が20人ということになっていまして、出産適齢期の女性人口の減少などを踏まえますと、今後も減少傾向が続くと予想されます。また、神岡地区の園児数の推移を見てみますと、これは未満児も含めてでありま

すが、平成26年度が168人、平成30年度が同じく168人、令和4年度が146人となっていますが、令和8年度には111人となる見込みでございます。児童数の減少によりまして各園がそれぞれ小規模となりまして、施設の運営や保育の実施等にも支障が出る恐れがあるということでございまして、今後の神岡地区の保育園の在り方について検討が必要な状況となっています。

もともと神岡地区においては、人口減少は早くから経験してきたことから、時代に合わせた保育サービスの再編というものが求められてきた経緯がございまして、平成20年には旭・神岡・釜崎の公立3園が合併をいたしました。当時これに続けて、平成21年の双葉保育園園舎の建て替えの際に、将来的な合併を見据えてバランスを考慮し、旭保育園の定員を50人、そして双葉保育園の定員を150人として設置することを検討されたわけではありますが、これから入園という保護者の皆様から入園先を選べるようにしてほしいとのご意見がありまして、旭保育園の定員をそのまま100名とし、そして現在に至っているというのが経緯でございます。しかし、それからさらに14年が経過したということでございまして、人口や保育ニーズなどの取り巻く状況も大きく変わっています。そこでさらなる再編は不可避という状況になってきたということでございます。

このため市では、一昨年度から双葉保育園を運営する社会福祉法人双葉福祉会と頻りに協議を重ねまして、神岡地区における子ども・子育て支援のための中核的な施設としての機能を維持しながら、効率的かつ効果的な運営を行っていくためにはどうしたらよいか検討を行ってきたところでございます。今般その協議がまとまりまして、令和8年3月に旭保育園と双葉保育園の両園を廃止し、令和8年4月に新設合併による新しい施設として、公私連携保育所型認定こども園を設置する方針で合意したところでございます。新たな施設の運営主体は、神岡地区で68年にわたって運営実績のある社会福祉法人双葉福祉会とし、園舎は現在の双葉保育園園舎を活用することとしています。

このうち、まず、公私連携施設ということについてご説明を申し上げたいと思います。これは平成27年度に設けられた新しい制度でございまして、民設民営、つまり私立施設でありながら、市の関与を明確にして運営していくというものでございます。具体的には、市と法人が協定を締結することにより、法人は協定の内容に沿って運営を行うということになります。基本的な保育サービスの維持と併せて、必要な設備の貸し付けや譲渡、人材支援等、市が法人を支援する内容についても協定の中に盛り込みます。特に神岡地区において通勤圏内となるエリアを踏まえた際には、職員確保が厳しいという課題がありますので、この課題に対応するためにも、人材支援について盛り込むということも非常に重要な点であると考えています。この制度を取り入れることによりまして、市が法人を支援することで、公立に期待される機能も併せ持った施設にすることができる、ここが大きな点でございまして、事実上の公立施設としての位置づけもできるという形態だというふうに考えています。また、私立施設ですから、国・県の財政支援を受けることができるという点もメリットになります。

なお、両園はそれぞれ長い歴史がありますが、双葉保育園の特色である宗門保育、これにつきましては、合併後はこれを行わない方針でございまして、

次に認定こども園ということについてご説明申し上げたいと思います。この認定こども園ですが、保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、

児童の受け入れ、教育保育を一体的に提供する施設として平成18年に設けられた制度でございまして、国でも設置が推奨されているというものでございます。認定こども園は4つ類型がございまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型という4つの類型があります。それぞれ基準等が異なりますけれども、これまでの保育園運営のノウハウを生かしながら、保育士資格での職員配置をすることで安定的な事業を展開することができると考えまして、今回は既存施設の機能拡充として保育所型を選択するものでございます。これによって、これまでの保育サービスが維持されることとなりますので、利用者の方にとってもこれまでと同様に利用していただける、運営者と利用者の双方に負担が少なくスムーズな移行が可能になるものと考えています。

また、これまで市内には幼稚園がありませんでしたから、教育認定の児童というのは特例として保育園で受け入れてきたということでございます。しかしこれは定員の余力がある、その範囲内で受け入れるということでありましたので、保育認定の児童に比べて優先順位が下がり、運営費も保育認定相当で計算されることから、制度的に本来の形はなかったということでありまして、しかしこれを認定こども園にすることによって、この課題も解消することができるということでもあります。

次に園舎であります。新施設の園舎につきましては、先ほど申し上げましたように現双葉保育園園舎を活用したいと考えています。現在の両園の園舎を見ますと、旭保育園は年少以上の園児を受け入れる施設であり、未満児に対応した設備は設置していないということでございます。一方で、双葉保育園は未満児に対応した設備があるということでございますし、平成21年建設で比較的新しい園舎であるということです。このため、現双葉保育園園舎を活用することで、園舎の建て替えや大規模改修を行うことなく、安心・安全な保育事業を行えることに加えまして、立地についても両園は隣接していますので、利用者の利便性に大きな差は出ないものと考えています。旭保育園に設置されている設備や備品等についても、可能な限り新たな施設で活用するよう計画していく方針でございます。

新施設の開所時期であります。現在の年少児が在園中に体制が変わることがないようにするという点とともに、将来的な合併を踏まえた上で、保護者の方に入園を希望する保育園を選択していただけるようにするために、令和8年4月開所ということといたしています。来月7月には、在園児保護者や住民の皆様説明する機会を設ける予定でございますので、ここで詳しくご説明した上で、ご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

以上のような形態の認定こども園とすることによりまして、適切な集団規模を維持し、民間事業者の運営により、国・県の財政的な支援を受けながら、多様性を育む保育環境を維持できることに加え、公私連携のもとで効率的な職員を配置し、安定的にサービスを提供することも可能になると考えています。何より、就学前の保育では、人や物との関わりを深め、社会性やコミュニケーション力を身につけることが重要であります。そのためには、一定の規模の集団の中で様々な体験をすることにより児童の社会性を醸成することが必要でありまして、これができるものというふうに考えています。

最後に、公立保育園に関する市の方針につきましてお答えを申し上げたいと思います。市では、これまでに旧町村に公立保育園を1園残すという方針を進めてきておりますが、これは各

地域において公平かつ安定的な保育サービスを提供するために公立保育園が必要であるとの考え方によるものでございまして、これに変わりはありません。今回は、この考え方を踏まえ、新たに設置する施設を「公私連携施設」という市が関与し、公立に期待される機能を併せ持った新たな形態にすることにより、事実上の公立施設としても位置づけられるようにしたところでございます。

なお、山之村保育園については、引き続き市で運営をしていく予定です。宮川保育園についてもしっかり維持していく方針であり、宮川小学校内に移設し、令和7年度から新園舎で開所すべく準備を進めているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは私からは、5点目、6点目についてお答えをいたします。

5点目の新設合併に対する支援についてお答えをいたします。合併に伴って必要となる改修工事や備品購入等の費用について支援したいと考えています。また、合併に先立ち、令和6年度から職員の人事交流を行い、円滑な移行を目指します。合併後については、公私連携施設として協定内容に沿っての運営となりますので、人的支援、物的支援、財政的な支援などを協定に盛り込んでいく予定です。協定期間については今後の協議となりますが、まず5年、もしくは10年といった一定の期間を設定して協定を締結し、その後は状況に応じて内容を見直しながら更新していくことになると考えています。協定締結にあたりましては、議会にご報告させていただきながら進めてまいります。将来的に園舎の大規模な改修や建て替えが必要となった際には、国及び市の補助制度により支援することになると思います。

続いて、6点目の旭保育園の園舎についてお答えをいたします。合併後の旭保育園の園舎については、市民福祉部をはじめ、神岡振興事務所、地域の皆様のご意見も踏まえながら、利用方法等を模索してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

詳しい説明をいただきました。令和8年3月に旭保育園と双葉保育園が閉園をして、4月から新しい認定こども園という形で向かうという方針が示されたわけですがけれども、私は小さいころは神岡保育園、もう廃園になっているところでございまして、子供が双葉保育園を使わせていただいたんですけども、先ほどの資料にあると言っていました「双葉保育園保育の歩み」ですね、昭和30年からというもの。創立40周年の折にこれを作られて、それから10年ごとの創立のときに皆様に配布したりして、こうやってやってこられています。双葉保育園のしおりは、入園する際に皆さんにお配りされているものであって、もう公開していいよという話でしたのでお配りさせていただきました。

先ほども市長のほうから言われましたけど、双葉保育園独特の保育の話、これについては新設の保育園、今の園舎になるときにももう中にはありませんし、そういった面が今はないもの

ですから、たぶん一緒になってやってもそういう影響というのは私もないと思います。ぜひとも市のほうでは、今度説明会を7月に行われて、保護者の説明会やったときに住民説明会という流れだと思うのですけれども、この流れをもう決められているので向かっていただいて、ぜひともいい保育園を作っていただきたいなと思っています。

ちょうど双葉保育園も今年68年、令和7年が創立70周年ということで、先般行きましたら1回目から卒園者のアルバムがとってありまして、なぜか分からないのですが創立70周年のところで全てのページがもうラベルも貼ってなかったという状態を見させていただいて、これは10年前からもう読まれていたというか、何か予測していたのかなというばかな話をしながらきたんですけども、このちょうど区切りのいい70年ですので、双葉保育園もこれで一旦名前を変えて、ただ双葉福祉会というものは、このまま70年の歴史をつないで、今までの保育のことを生かして新たなスタートということで、認定こども園をやっていくてくれると思います。

そこで、市長の話のほうはもう全て今後の説明の話でしたのでいいですが、市民福祉部長のほうの支援の話で1点ちょっと気になったところがあります。まず建物の話で、5番の最後のほうにあった話で、園舎が老朽化した場合、国・県とか市の補助制度を使って支援という話だったんですけども、公私連携ということですので事実上の公立施設となりますが、この辺はどうなんですか、運営が社会福祉法人ということなので、やはり建物に関しては半分ずつとかそういったふうになるのか、それとも例えばこういう社会福祉法人になると、16%とか18%という話があったと思うのですが、そういった方向で考えていかれるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

建物につきましてはあくまでも双葉福祉会という法人の建物を使わせていただくこととなりますので、改修の場合はそこに対して補助金というような形でのご支援を考えているところでございます。

○9番（前川文博）

はい、分かりました。

それでは次、2点目の質問に入らせていただきます。

市内の河川の泡対策ということで質問させていただきます。中身は2つあります。1つ目は、大量の泡ですね、もくもく出てくる泡の発生時の対応と対策について。2つ目は、その泡の発生源の特定についてということでお伺いします。

ここ数年、これは高原川ですけれども、大量の泡が発生することが増えていました。資料に写真をつけていますけれども、令和4年は5月と10月に、令和5年、今年に入ってから2月と3月に、それぞれ年間に2回発生しています。資料には平成27年、28年、30年の状況のものも記載しています。清流の鮎を宣伝している飛騨市です。魚に被害が出るほどの状況ではないのですが、「おいしい鮎」と言い続けていくには、この泡が頻繁に出るようでしたら何かしていかなければいけないのではないかとということで話をさせていただきます。

それでは1点目の大量の泡発生時の対応と対策です。資料の写真のとおり、上流から下流に向けて筋状のもの。それから流雪溝から川に落水している箇所でも大量に泡が発生している写真

です。この写真、いずれも通報があった後に駆けつけた方が撮った写真ですので、ある程度泡が消滅して減少しているときのものです。この話は振興事務所にも連絡がいき、把握をしているものと思っています。生活排水なのかどうかも分かりませんが、こういった泡についての対応と対策、こういったものがどのように行われているのかをお伺いします。

2点目、発生源の特定ということです。時間の経過とともに泡は消えてしまいます。資料の2番は写真がありませんが、これは駆けつけたときにはもう泡が消えていて撮影できなかったとのことでした。その方は気になる場所があったので上流のほうへ向かっていき、そこで気になる企業の稼働状況とかそういったことを見たら、そこは休業日であり、生活排水が原因だろうと判断をされたようでした。

このように発生源の特定はかなり難しいものと思われれます。しかし原因の特定というのも重要なことではないでしょうか。これまでに原因を特定したようなことはあるのか、お伺いいたします。

○9番（前川文博）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、1点目の大量の泡発生時の対応と対策についてと、2点目の発生源の特定については関連がありますので、併せてお答えいたします。

まず、河川で大量の泡が発生するなどの水質汚濁事案が発生した場合の対応についてお答えします。河川の水質汚濁には大量の泡の発生以外にも、交通事故や事業所の事故などに起因する油漏れなどの事例があります。こういった事例は、市民や事業所あるいは警察や漁協などから環境課や各振興事務所及び消防署などへ情報が入りますが、基本的な対応としましては、市へこういった情報が入れば、即座に職員が現地へ出向き、発生の状況や範囲の確認、原因箇所の捜索を行います。

その際、下流の水利への影響が想定される場合には、沿線の区長、農業改良組合長や主な農業者、漁協や企業などの水利用者へ直接連絡をします。あわせて河川管理者、水質汚濁防止法を所管する県事務所環境課へ連絡し、これらの機関と連携して汚染の拡大防止、発生源の特定、原因者への指導などの対応を行います。さらに油の流出については、下流の神通川を管理する富山河川国道事務所と富山県環境保全課へも情報を共有します。

議員ご紹介の神岡町内の高原川で見られた大量の泡の発生時の対応については、どちらも高原川漁業協同組合さんからの連絡により把握したのですが、令和4年5月と10月当時の対応についてお答えします。泡が発生しているとの連絡を受けた神岡振興事務所建設農林課では、即座に職員が現地確認に出向き、状況を把握し、主管の環境課へも情報を共有しつつ、下流域への影響の確認や発生源の捜索を行い、環境課からは県事務所環境課へも情報を共有しました。泡は洗剤の泡のようなものでしたが、現況を確認する間に上流域の泡は消滅してしまったため、いずれの事例も発生源の特定には至りませんでした。また、その後は魚のへい死などの状況は見られませんでした。

これらの事案を受けて、5月の発生時においては6月上旬の区長配布において、良好な河川

環境を保全するために汚水を河川等へ直接排水することの防止や、家庭排水の下水道接続を促す啓発チラシを回覧いたしました。また、本年も鮎釣りシーズンを控えた6月上旬に市のホームページにおいて、昨年の高原川での泡の発生事例を紹介しつつ、洗剤等の水路や河川への直接廃棄などへ注意喚起を行ったところであり、広報ひだ7月号にも同様に掲載する予定であります。泡は時間の経過とともに消えてしまうため発生源の特定は難しく、これまでに原因の特定はできていませんが、今後も通報があれば速やかに現地へ急行し、確認に努めてまいります。

また、こういった事例を市民の皆様幅広く知っていただき、洗剤や油などを直接水路や河川に流さないよう地道に注意喚起をしていくとともに、原因者自身に自身の行動が原因となった可能性があることに気づいてもらうために、同様の事例が発生した場合には市のホームページへの掲載により周知するなど、広く市民の皆様にも河川環境の保全に関心を持っていただけるよう啓発に努めてまいります。あわせて公共用水域の水質保全のために、市内全域において下水道への接続や浄化槽設置の推進についても引き続き取り組んでまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○9番（前川文博）

今2つ回答いただきました。漁業協同組合のほうから話がいった、現地立ち会いをされてということでの確認をされているということですので、それはやはり早く動いて確認をしなければいけないなというのがあると思います。

先般6月7日には市のホームページでも河川の泡ということで広報がされておりました。5月には神岡町の環境の企業さんのほうで、毎月1回新聞折込されるころの裏表紙にここに出ている資料の写真1枚が載っていて、そこでも河川を綺麗にしましょうということでの広報もされています。

そこで1つ、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」ということで、これは県の要綱だと思んですけども、確認ですよ、これ。汚濁事故があった場合、たぶん油とかそういったものがメインだと思んですけども、住民から市町村にきた場合は、そこから県事務所にいくと。それで県事務所のほうでは水質汚濁防止法の中に係る体制の1とか2があって、多分これは2のほうですかね、油とかではないので、それに従っていくと。そうすると県のほうも、これを聞いた場合、現地へ行って確認をするけれども、泡が消えていることが多分多いですよ、そこまで行くと時間が経っているのです。そうすると、もう県のほうでは通報がいったとしてももう分からないので、現地を確認して終わっているという状態で、向こうは何もできないということになるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

本件の場合におきましては、市役所のほうへ通報をいただいた時点で、県へもこういう事案が発生しているということは通報いたしましたけれども、その後、泡が消えてしまい原因が特定できないという状況になった時点で、その対応は終了していますので、県のほうではその後、特に対応したということはありません。

○9番（前川文博）

分かりました。泡なので消えてしまうということでどうしようもないのですが、この話を一般質問するよという話をしたら、昨年、古川の蕪水亭の付近、あそこでも4日とか1週間ぐらい泡がもこもことなったりちょっと減ったりしてということで、これはどうも県のほうに通報されたような話で、県のほうでやられて、オイルフェンスみたいなものをどうも張ったという話だったのですが、そういったことも古川町のほうでもあったというのを聞きました。

それで、昔ですが、神岡町の山田川で高原川との合流地点の北陸電力の水の取り入れのところまで泡が流れてきていて、どこから来ているのかなということでした。どっていったら、かなり上流のほうで高齢の方がちょっと洗い物をしていて、そこから泡が発生していて、何を流したのという話をしたら、どうも100ccもない洗剤の入れ物を洗っていたら、それが何キロも泡が続いていたと。たまたまそれは強いものだったので、そのまま残っていてどこかというのが分かって。たまたまその方もあるものを洗っていたということで何もなくて、そこは現地を見てちょっと気をつけてねという話をされたということで、見に行った方はあったんですが。

最近泡が多いというのは、皆さん家を片付けたときに家の中にあるものを、「これ、ちょっと流しちゃえ。」と川に入れたりとか、そういったことで出たものが、水が落ちるときにそこで泡になるということもあるのではないかとということで、ぜひともこれはやはり広報をしっかりといただいて、そういったものは流さないようにと。入れるのであれば下水とか浄化槽を通るようにとということでの話をやってほしいということですので、もう1回そこだけ、広報のほうについて確認させていただきたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

先ほどの答弁と繰り返しになる部分もございますが、やはりこのような事例が発生した場合には、市民の皆様に見ていただくことで、関心を持っていただくことが今後の抑止につながる面があると思いますので広報には努めてまいりたいと思います。

神岡地区につきましては、公共下水道が最終盤に入っていて整備も進んでいますので、引き続き公共下水道等へのつなぎ込みでありますとか、それ以外の区域につきましては、浄化槽の設置の補助等も拡充していますので、そちらの広報に努めながら、公共水域の保全について努めてまいりたいと思います。

○9番（前川文博）

分かりました。

それでは次、3点目の質問に入らせていただきます。市内事業者の社宅整備についてということで伺います。これは内容は1つです。社宅や寮の整備に対する助成制度はできないかということですが、どこで言っても人口の減少、労働力不足ということが言われています。その中でロボットを活用して物を生産するとか、AIを使って人の代わりにやっていく機械や電子頭脳が活用されてきています。

最近ではテレビのニュースでも最初はアナウンサーがしゃべるんですが、途中からAIによるニュースの読み上げということもされています。そのうち人間がAIに使われる時代が来るの

ではないかと。10年ほど前に、空飛ぶ車が10年後、これは保育園の話ですが、君たちが大きくなる頃には空飛ぶ車があるという時代ももう数年後に来そうですが、そういったことでAIに使われるようなことがないように、そういった心配をしながら、今、思っています。

そんなことから、労働力の確保と人口の流入につながるのではという観点から、お聞きをいたします。これは神岡町内の企業からの話ですが、求人募集をされた際に社宅があるということで募集した場合と、ない場合、もしくはいっぱいになってしまったという場合で募集をした場合の応募状況に格段に差があるとお聞きをしました。神岡町は飛騨地域の中でも通勤の条件が悪い地域となります。こういった事情もあって、飛騨市では社会福祉連携法人を作って、複数の法人で人材確保とかいろいろ協力して乗り切っていこうと動き出してきたところです。民間の中小企業も独自で社宅を建てるどころまで、今、余力がありません。せめて中古住宅を購入して、社宅や寮として受け入れをしていきたいと考えているところもあります。空き家の賃貸住宅への活用については助成制度がありますが、空き家を購入して企業の社宅替える場合の助成制度がないように見受けられます。事業拡大促進補助制度では、社宅を含む建物の新築、改修費用や登記費用があります。企業振興条例制度では、「対象施設を新設・増設など、新たに取得するもの」とあり、その中に従業員福利厚生施設というものがあります。この内容は、企業振興条例では「取得価格の4分の1以内で市長が定める額、上限が150万円」。事業拡大促進補助金では「新築で財産を取得する場合も5分の1以内、150万円が上限」となっています。固定資産を新規取得する場合の補助や助成があります。

しかし、今、空き家、中古住宅が増えています。中古住宅の中には改修しなくても使える程度の、いいものもあると思います。企業が有効活用し、企業に元気が出てくれば、法人税も増えてまいります。社宅や寮に住む方が増えれば、住民となっただいて住民税も入ってまいります。住民が増えれば、地域の商店の活性化にもつながります。企業の社宅・寮の購入に対して助成していくことができないかをお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、市内事業者の社宅整備についてお答えをいたします。

昨今の人口減少、人材不足につきましては、商工観光部といたしましても重要な問題として受け止めています。ハローワーク高山の情報でも、令和5年4月の飛騨地域の有効求人倍率は1.25倍と、昨年4月の1.31倍から比べると多少は良くなったものの、依然として求人数が求職数を上回る状況が続いています。議員ご提案のとおり、市内事業者が中古住宅等を購入し社宅や寮に改築し、活用することは空き家対策や人材不足といった地域の課題解決につながる重要な取り組みであると認識しています。

現在行っています支援策といたしましては、委員がおっしゃられましたとおり、飛騨市事業拡大促進事業補助金、それから飛騨市企業振興条例制度をご活用いただくことができますが、今後も引き続き市内事業者への聞き取りやアンケート調査等行いながら、現在の地域事情に合った補助制度の新設や既存制度の見直しを検討していきたいと考えています。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○9番（前川文博）

答弁でありましたが、2つの事業が企業に対する新規取得であるんですけれども、聞き取りをしながら見直しというお話でした。どうですかね、見直しの中で早く対応していかなければいけないと思うのですが、やはり、これは社宅を含む建物の新築というのが対象になっているんですよね、項目にきっちり書いてあるんですよね。ただ、中古住宅を購入がないということでいくと、新築はいいけど中古は駄目なのかという、ただ単に私はそういう思いがあるんですが。財産、同じ新築で固定資産取得するのも、中古住宅として買い取るのも、同じふうとして考えてこの中でやっていくということができないかなと思うのですが、その辺いかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

シンプルに考えれば議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、ほかの制度とのバランス等もありますので、そういったことも考慮しながら検討させていただきたいと思います。

○9番（前川文博）

今、シンプルに言わせていただいたので、シンプルに受け取っていただければなと思うんです。改修には出るんでしたよね。ということは、例えば中古住宅を買って中を改修するのであればその改修費は出るということは、まずよろしいですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

改修費用につきましては、飛騨市事業拡大促進事業補助で対象となっています。

○9番（前川文博）

そうなんです。改修は出るので改修をしなくてもいい空き家を買ったときに何とかしてほしいなということですので、ぜひここを内部的な話になるのかもしれませんが検討していただいて。今、人手不足で本当に早く人が欲しいと。物を作るのに人がいないので間に合わないという状況がありますので、何とか対応していただいて企業が成長していく、大きくなっているところに力を貸していただきたいなと思います。

それでは4点目に入ります。熊対策についてということで質問させていただきます。先週の日曜日、先々週かな、原稿を作っていましたが、放送が入りまして「熊が出ました。」ということで、最近よく放送が入るなと思って4点目をつけ足しました。

ここ最近、熊の出没が全国的に多い。飛騨市もかなりあります。全国では中心市街地まで熊が出てきたという報道も数多くされています。5月14日には北海道の幌加内町で釣りしていた男性が、ヒグマに襲われて亡くなったというニュースが大きくありました。ほかには車に向かって威嚇して突進してきたりとか、道路の横から飛び出してきた熊が車の前部に衝突して、車は破損して動けませんでした。熊はそのまま山に消えていって、次の日にこの熊ではないかというの、歩いているのが目撃されたとか、そういったことがあります。

この時期は熊の繁殖期という時期でもあり、また、春であり、まとまって食べ物が取れない、

取りにくい端境期の時期と重なるということもあって、熊が活動範囲を広げて人里近くまで、市街地まで出てくるといったことも要因の1つだと思います。最近ここ一、二日ですと、熊が山の中で密集しているのではないかというような話も出ていまして、熊が増えているのではないかというのもちよっと出ていましたね。

そこで、私この原稿を作っているときに飛騨市のメールとかいろいろ見まして、飛騨市でも、5月18日と24日には飛騨神岡高校の寮で、その後は31日に吉田、6月5日は中沢上、6日は高牧、7日は釜崎屋内ゲートボール場、また、東町の発電所、9日は古川消防署の裏、12日は高野、14日は杉原、15日は三川原、ここは親子の熊が目撃されています。また、同じ日は古川消防署、16日は吉田ホテルの里。どうも昨日も高野で目撃があったということで放送がされたり、情報が出ています。

そこで、人的被害が出る前に何か対策はということですが、市民からの通報によって同報無線やメールなどで注意喚起の情報が発信されています。でも、慣れている地域、よく熊が出るというところでは以前からもう通報すらされないというのが現状であり、これより目撃情報は多いと思われます。これは本当に昔の話ですが、以前、神岡町の船津地域で、朝、住宅街の舗装道路の上に、道路の真ん中に大きい井一杯くらいの熊のふんらしきものがあつたと。これを調べたら熊のふんだつたということで、朝起きたら道路の真ん中にあつたよということもありました。今、コロナも明けて5類になって、皆さん夜も町に出たりして歩く機会も増えていますが、これだけ近いところに来ると帰りがけに町の道路でとか、家まで行って車庫に入ったらとか、玄関の横に熊がいたらなんてこともないとは限らないという話もあります。先ほど言いましたが、個体数が増えているのではないかというのも原因の1つだと思いますし、駆除とか捕獲、そういった状況がどうなっているのかということと、また、熊の出没回数が多い状況についてどのように分析しているのかをお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

人的被害が出る前の対策についてお答えします。議員ご指摘のとおり、今年の5月以降、特に6月に入ってから市内において熊の目撃情報が多く寄せられており、その件数は4月が2件、5月が7件、6月が19日現在で27件となっています。昨年は4月がゼロ件、5月が2件、6月が16件だったため、これまでのところ昨年と比較して多い状況にあります。それを踏まえ、これまでに神岡町内において2頭の熊を捕獲し、現在も古川町、宮川町、神岡町で各1件の捕獲許可を出しています。

過去のデータから前年、または当年のブナやナラなどの堅果、いわゆるどんぐりの方策と凶作により熊の出没件数が変わることが分かっており、凶作の年は6月以降に出没件数が増加する傾向があるとのこと。県が発表した直近の令和4年10月の予測では、ブナが並作、ナラが凶作であったことから、今後出没件数が増加する可能性があることに配慮し、市民に対して広報や同報無線を通じた注意喚起に努めます。

また、熊の出没時の対応については、市職員が猟友会に協力を仰ぎながら行うこととしてい

ますが、農作物への被害の発生や、人家に近い場所に頻繁に出没するような場合については、今年度から開設した鳥獣対策サポートセンターによる現地確認等を実施し、誘引物の有無などの原因調査を行うとともに、檻による捕獲などの対策を講じてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○9番（前川文博）

今年、神岡町で2頭捕獲したということで、あと1頭ずつなのでトータルで3頭までは捕れる状況なんですね。

この後、高原議員が熊のことやられますよね。あまり深く聞くとそっちに行っちゃうかなと思いますので、あと残り1分ちょっとですから少ししか聞きませんが、昨年とかは捕られたのはどんなものでしたか。昨年、一昨年の数が分かれば、ざっとでいいですけど。

□農林部長（野村久徳）

ツキノワグマの捕獲頭数ですが、令和3年度が30頭、令和4年度が36頭になっています。

○9番（前川文博）

そうすると、30頭、36頭と増えてきているんですけど、このペースでいくと今年はこれより増えそうな話になるのですか。それとも許可は別の話で、出るかどうか分からないですか。

□農林部長（野村久徳）

この予測については非常に難しいということになっていまして、一応、岐阜県のほうが特定鳥獣管理計画というのを2019年4月1日から2024年3月31日までということ、生息数だとか、どれくらい数をコントロールするかということも含めて出していまして、その中でということになります。

今年どれだけ出るかというのは、やはり非常に、基本的には先ほど申し上げたみたいに堅果が凶作あるいは豊作によってかなり左右されるという傾向は出ているんですけど、本市の過去をちょっと見てみたんですけど、必ずしもそうっていないようですので、結局、目撃情報とか、これから例えば増えたということ、そこまでも想定してすぐに的確な対応ができるように準備をしたいと思います。

やはりこれは鳥獣保護法の中で保護の管理ということが法律の基本になっていまして、その中で動いているんですけども、やはり今議員おっしゃったように人の生命あるいは身体への安全というものが一番大事ですので、そこを踏まえて適切に対応したいというふうに考えています。

○9番（前川文博）

できるだけ取っていただきたいなと思います。私、昔の仕事のときに山で追いかけられまして、200メートル全力疾走して1週間筋肉痛でちょっと大変な目にあったりとか、行くときは倒れている木をわざわざよけて行ったのに、帰りは2人でそれを飛び越えて行ったとか、必死になって逃げたこともありましたし、車で林道で追いかけられたこともありました。はっきり言って熊に会ってからは、もう1人では山に行きたくないというのもあったりして。何かがさっと音がすると何かがいるのではないかということで、そういうふうになっていますので、とにかく私たち心配なのは町の中でぼったりとか、家に行ったら横にいたとか、そういう心配がないようにだけして生活をしたいなというのがありますので、ぜひ広報していただいて被害が出

ないようにしていただきたいと思います。以上で終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時10分といたします。

（ 休憩 午後3時04分 再開 午後3時10分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

人口減少と高齢化が市内の企業や、事業者の将来に影を落としています。人手不足が活動に制約を加え、飛躍どころか現状維持をしていくことも危ぶまれています。20年くらい前から、人口や産業の大都市集中化が問題視され、地方創生が言われてきました。10年くらい前は、まち・ひと・しごとが言われ、いろいろな各地域から出された施策の策定や実施に税金が投入されてきました。しかし、現時点、あまり施策の効果感は乏しく、むしろ地方における心配事が深刻化しているような気がいたします。いろいろな方策は考えられるかもしれませんが、今、新聞をにぎわせているAI、DX、デジタル化の推進を地域社会や経済を救うということをやってみる価値はある。もちろんAIについても不安要素はありますけれども、飛騨市は一番に取り組み、働き方改革にもつながり、人口減の中、事務的経費を減らすためにも、市役所の職員数等もこの先減らしていかなければなりません。職員等の採用も企業と同様に今は大変な時代になっています。公務員は新卒採用、年功序列、終身雇用と言われた時代はもう終わりました。パラダイムシフトへの移行は速やかに行うべき、そうしたことを私はいろいろ考えて伺いたいなと思っています。

1つ目は、飛騨市はデジタル化推進を取るのか。まあ取っているし、今までのお話を聞いていけばよく頑張っているなどは思っていますけれども、あえて取るのかと。取るとするならば、岐阜市のように、DX推進リーダー任命のように業務改革へのスキルを磨く方策はどんなことを考えているのでしょうか。

2番目、国では地方創生への反省点がいろいろ述べられていますけれども、飛騨市はどのような各部署で予算を執行し、PDCAをした結果はどのようなものだったのでしょうか。

3番目、地方創生の財政支援措置は具体的に目に見えるものと、そういったものに用途があ

るものと、必ずしも使い道が明らかにならないものにも資金を提供しています。飛騨市は今後、どのようなものに、この支援措置を利用していこうとしているのか。先ほどのところで市長は、策定のみのような発言もされてきています。それでいいのかという思いもあり、またここを答えていただきたいなと思っています。

AIの利用は便利であります、問題点も本当にいろいろ指摘されています。市はフリーWi-Fiの関係で、前はもっとテレビがあった関係でしたが、電気通信事業法というものの事業者に当たるのではないかなということで、これはそういった法律を遵守しなければならない立場にあります。この電気事業法が令和4年で改正をされてきてまして、情報の管理、個人情報の保護とか、そういったものが本当に厳しくなっています。そういったAIとかいろんなものを活用していくには、法律的なもの、まだ全てがきちんと法整備されてはいないとは言われていますが、これから先、必ずいろんなところでの法令をチェックしていかなければならないんですね。そういったこと、その点はAIを活用していく上で大丈夫なのでしょうかとということをお伺いしたいです。

それで、一番悩ましかったのが5番目です。教育現場のことです。今、生成AIで、ChatGPTとかも生成AIの1つですが、教育現場で先生の働き方改革にも本当に寄与している面が多々あるわけです。ところが、テレビでもいろいろ言っていると思うのですが、大学の論文にどれだけAIを登用したりとか、いろんな著作権のこともあるし、そういったものを卒論なんかで通しているのかとか、それと一緒に何がやはり子供たちの世界でも宿題から読書感想文をAIでして、言葉をちょっとだけ変えて提出するとか、そういったものをしっかり見抜けるだけの先生たち、審査員になっていますかねというところもありますし、私は子供たちにとっては本当に高校生のところも小・中学校のところも、みんなこうやってタブレットを上手に使って、私らの時代と違ってすごいなと思うんですね。それはいいことだと思うんですけど、電子教科書みたいなふうにも、いろんな意見の中で言われているんですが、でも、自分で考えていかなければならない。なんでも、私らの時代では「ちゃんぺら」と言いましたよね、ちゃんぺら見て解くみたいな。そういうことで、本当に子供の成長にいいのかという、そういった方面もあるんですね。ですから、学校での使用を私は反対するものではないのですが、先生たちも問題を作ったりいろんなことする上でも助かるのではないかなと思うし、でもやはりリテラシーとかそれをしっかり真贋を見抜くというところ、学校のところで特に言いたいのは、フェイクニュースとかフェイク画像で、テレビでもやっていましたが岸田総理と同じ声を出して、同じに言ったフェイク画像。ああいうこととかを子供たちが信じてしまって、偏向的なものに染まらないかと。そういったところで私は一番、学校教育、子供たちの成長のところでは心配なんです。だからその辺をどのように教育長は考えていらっしゃるのかなと思います。

そして6番目に、私はいろいろ考えました。さっきも言いましたが、人口の問題がほかの議員のところでも出てきましたけれど、人口減少は30年前から分かっていたことでありまして、今ここで人口減少の対策をして子供が増えても、実際あと何十年経たないと増えないと。それよりも私はもっと人との交流とか、いろんな人材育成にしても仕事を作ったりとか、人の交流、働き方を変えて、住民主体の協働していくまちづくりのための地域連携、そのためにもデジタル化の推進は本当に役立つのではないかと。

後でも言いますが、モビリティとか交通とか、そういったものにもよく言われますけれども、飛騨市の中だけの人口ではなく、いろんな知恵をもらったりとか、そういったことをすることによって、よりものすごく飛騨市も生き生きとしてくるのではないかなと思いました。先ほど、前川議員が空飛ぶ車の話をしましたが、実は私は最近、近未来、空飛ぶ車というか空飛ぶのが普通の交通手段になり、下は歩く人だけの世界がやってくるのではないかと本当に思っているぐらい、ものすごく将来性を感じているわけです。それで6番目は、市の職員とか市の関係する人、企業とかそういったところはいいいんですが、一般の市民にもこれはぜひどうなんだということを普及して、デジタル化を推進し、いろんなことをすることによって、こんなふうになるんだよということを、もっともっと伝えていってもらいたいと思うんですね。ごく一部の人、市民全員もきっと分かってくれると思います。そういったことを伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

A Iとかデジタルトランスフォーメーションについてのお尋ねでございます。フリーWi-Fi以外全部私からお答えをいたしたいと思えます。

まず1点目と、最後におっしゃった一般市民への普及と言いますか、その部分を先にお答えをしたいと思います。デジタル化推進については、もちろん推進するというのが、市の、私の考えでございます。市のデジタル化というと自治体DXということになるかもしれませんが、ただ、その際に単純なデジタル化をするだけではなくて、やはりデジタルトランスフォーメーションですから、業務自体を見直して的確な施策を投入するということが必要ではないかというふうに思えます。

技術が随分進歩していますので、かつてでいくとかなりの予算をかけて、あるいは人手をかけて準備するということが必要でしたけれども、今、比較的安価に導入が可能な汎用的なサービスというものが出てきていますので、こうしたものを有効に使って横展開していくということが大事ではないか。つまり、それによってデジタル技術の導入ハードルというのは大きく下がってきていますから、そういうものを積極的に、実際に職員が使って見て、使ってみた気づきの中で業務改革というものにつなげていければいいのではないかと、このように考えています。

幾つか例がありまして、今、私ども市の職員は、ビジネスチャットアプリの「L o g oチャット」というものを使っています。私も毎日使っていますが、職員のコミュニケーションツールとして導入しているわけでありましてけれども、イメージすると市内のLINEのようなものです。ですけれども、所属と名前がそれぞれきちんと分かるので、誰からの情報共有だということが分かりますし、グループを作ったりというのも簡単にできるわけですけど、情報の共有の即時性が高いものですから、昨年度、神岡町山田で火災があったときに、あれは夜でしたが近くに住んでいる職員からすぐ、職員が行って写真を撮って共有したものですから、全て今どうなっているかという現場の状況が手に取るように分かりました。それから今年正月に数河で

火事がありましたけれども、あれも一番最寄りの職員が行って、写真を撮って随時共有してくれたので、深夜、休日でも必要な指示を私が出すことができたというようなことであります。

実はこれ、かつては火災が起きると一定の職員が登庁しなければいけないというルールになっていたんですが、これは今その必要がありませんので、この見直しを今やっています。つまりこれは先ほど申し上げたように、安価なデジタル技術を使うことで、業務そのものが見直されたという例だというふうに思います。

それから同じ会社が提供しています汎用の電子申請プラットフォーム、「L o g o フォーム」というのがございます。これは簡単につくれるんですけども、これによって行政手続きのフォームとかアンケート、これが簡単にできるようになりました。必要なタイミングで市民の皆さんの意見を集めることが可能になっていますので、紙の印刷・郵送にかかる時間と手間を大幅に省くことができているということでございます。最近の例でいきますと新型コロナウイルス感染症のワクチンの予約フォーム、あれは、このL o g o フォームを使って市の職員が手づくりで作ったものでありまして、これが簡単にできるようになっているということです。

市民の皆さんからスマートフォンとかで簡単に予約ができて便利だというようなご好評もいただきましたけども、これはそういったデジタル技術を市民の皆さんに使っていただくということを通じて先ほど最後にお話がありました、市民の皆さんの普及という理解を深めるというところが、便利だということを知っていただくということが実際にできた例ではないかなというふうに思います。

それから業務の改革に役立っているという点で言えば、今議員各位も使っていただいているi P a dではありますが、幹部の職員には配付されているんですが、実は我々庁内の会議でもフルに使っています。予算や政策の協議というのは膨大な資料を要するんですが、今、全部i P a dでありますので、私のところでもほとんど紙を使っていないんです。紙の量たるや、大幅な削減です。しかも何がいかというと、会議の途中で調べたいことがあると、その場ですぐ検索ができるということですし、本当にこういった議場でも過去の会議録を確認したいというときでもすぐに検索ができるので、その点では本当に楽だということになります。

あと、A I 会議録作成システムというのも市役所の中の会議、打ち合わせでたくさん使っていて、議事録作成はもう大幅に楽になっているということです。今日の答弁も夕方には簡易な議事録としてメディア等に提供できるというような体制がとれているのもこのA I の会議録作成システムのおかげだということです。このように、身近に簡易に使えるデジタルツールというのが多いので、それを使っていくことによって業務フローが見直されていくという事例がたくさん出てきているということでございますので、私としては、ほかの市のような専任の推進リーダーを置かなくても、職員自らが考えて、市民の皆様にとっても職員にとっても、良い形でのD X 推進というものを目指していくことができるのではないかなというように考えています。なお、本年度からD X 推進をさらに加速させるべく、職員による業務改革プロジェクトチームというのを今、発足させていまして、今後も市民の皆様への利便性の向上と業務の効率化を目指して職員が自ら考えるD X というものを進めていきたいと思っております。

それから地方創生系の予算の執行とか、財政措置の活用ということでお尋ねがございました。地方創生予算を含む国の補助金とか交付金の活用の考え方ということでちょっと趣旨が違う

かもしれませんが、捉え直してお答えをさせていただきます。

国による地方創生の財政支援措置ですが、令和4年12月に閣議決定されました「デジタル田園都市国家構想総合戦略」というものを踏まえて創設された「デジタル田園都市国家構想交付金」というものがございまして、新型コロナウイルス感染症の間にフル活用いたしました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」といったものがあるわけがございます。この中で一番活用してきたのがこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。この中で私自身が一番大事だと思っていることは、財源があるからといって一律にみんなにお金を配るようなことはしないということは徹底してまいりました。支援の必要なところを現場を徹底的にヒアリングして見極めて、それで交付金の充て方について練りに練って、議論に議論を重ねて、支援内容とか方法を作り上げていくということをコロナ禍の3年半、しかも今も物価高騰対策でやっていますけども、延々と続けてきています。

国の財政支援というのは有効に使っていきたいわけでありましてけれども、単に適用条件に合うから使うということではなくて、新型コロナウイルス感染症の交付金のように、比較的自由に使える財源を考えに考え抜いて使うということが本当に一番有効に使ったと言えるのではないかと考えています。ただ、そうしたものは本当に少ないのが現実です。先ほど申し上げたデジタル田園都市国家構想交付金、それから環境省の脱炭素先行地域交付金というのがあって、ものすごい金額をつけるということで話題になっていますが、いざエントリーしようと思うと先導的な取り組みに限るとか、エリア全体にわたった取り組みに限るとか、そういった極めて高いハードルが課せられていたり、厳しい制約があるものもあります。それから午前中のお話がありましたように、SDGs未来都市の補助金というものがあります。これも市が使いたいものには全く当たらない。なので、使いたくても使いようがないという、こういったものになっていたりします。こうしたものを無理に取りにいくと、今度はその制約に後で縛られるんですね。ですので、過去にも少しでも補助金、交付金を使おうということで、例えば施設整備なんかは、それを取りに行ったがためにもう今や施設が老朽化して取り壊しもままならない、転用もままならない、そういったことも経験してきました。いい例が山之村牧場でありまして、この議場でもその議論を随分させていただいたと思いますけど、これは巨額の補助金を取りに行ったがために、足かせになってにっちもさっちもいかないという例です。このように国の補助金、交付金というものは有効に活用したいという思いはありますけれども、他方で慎重に判断しなければいけない部分もあるというのが、これまでの経験上感じているということです。

他方で、企業版ふるさと納税というのがありまして、これは自分たちの努力も必要になります。いろんなところへ頼みに行って、丁寧に説明して、時間をかけて企業の社長さんとかに理解を得なければいけない。ただ、一回獲得できてしまうと、全く制約がなくてほぼ自由に使えるというメリットがあります。過去にはカミオカラボの整備の際に活用しましたが、寄附集めに本当に長い時間かけて、苦勞して苦勞してお金をいただきましたが、その代わりに制約がないので自由に活用することができたということがございます。もともと国の補助金、交付金というのは補助金適正化法という法律があるために制約が厳しくなるのは当然のことですが、我々としては国・県の補助金を、何が何でも全部取りにいくということではなくて、後々のことを考えて有効な使い方をしたいということでもあります。

それから最後に、学校における生成A Iの活用のお尋ねがございました。教育長にということでしたが、最近話題のC h a t G P Tとか生成A Iのご質問ですので私からもお答えをしたいと思います。ぜひ聞いていただきたいなと思います。

生成A Iの教育現場での利用には幾つかの懸念事項があると思います。具体的には、子供たちが自分で考えることや情報を批判的に評価するスキルを失う可能性、誤った情報や偏見に影響を受ける可能性などがあります。これらの問題に対処するために、今から申し上げる5点の対応策を検討することが重要であると考えています。

1点目は、教育目標の明確化であります。学校は生成A Iを利用する目的や方法について明確なガイドラインを作成する必要があるとございます。また、教育目標として生成A Iを使用する場面とそれ以外の場면을明確に区別して、子供たちが自ら考える機会を確保する必要があると考えます。

2点目は、批判的思考の促進でございます。学校においては批判的思考スキルの育成を重視するカリキュラムを開発することが重要だというふうに考えます。これによって、子供たちが情報を評価して、生成A Iが提供する情報と他の情報源と比較する能力を養うことで、自ら判断する力を身につけることができると考えます。

3点目は、偏見や誤情報、誤った情報への警戒でございます。学校においては、生成A Iが偏見や誤情報を含む可能性があることを子供たちに教える必要があるとございます。そして、信頼できる情報源を見つける方法や、情報の信頼性を評価する方法を教えることで、彼らが生成A Iの結果を疑問視して独自の情報収集を行えるようになると考えています。

4点目、生成A Iの活用範囲の制限ということでございます。例えば生成A Iを宿題や読書感想文にそのまま使用するのではなくて、子供たちが自分で調査や創造的な表現を行う場面に焦点を当てるといったことが必要であると考えます。

5点目でございますが、教員の役割の再定義ということございまして、教員は生成A Iの活用において、子供たちが適切なスキルを身につけるように導き、生成A Iの使用方法を指導することが求められるということでございます。また、生成A Iが提供する情報の解釈や評価において教える役割も果たす必要があるのではないかと考えています。

以上のような対応策を取り入れることで、生成A Iの教育現場での利用をより効果的かつ安全にすることができる。教育現場では技術の活用と倫理的な配慮をバランスさせながら、子供たちの学びや成長を促進することが重要であると考えているということでございます。

ということですが、今皆さん聞いていただいたと思いますけども、今申し上げた答弁はC h a t G P Tが作ったものであります。実は議員の発言通告の内容をそのまま入れまして、C h a t G P Tに入力して、わずか10秒で返してきたのが今申し上げた私の答弁です。つまり、今、おそらく皆さんがお聞きになっていて、ほとんど違和感はなかったのではないかと思います。私、語尾を少し直しただけで、そのまま読み上げました。しかも、気に入らない、別案をくださいと言うと、別の案を出してきます。しかもこのサービスは無料でありまして、利用者登録にメールアドレスを入れてユーザー登録をするだけで無制限で利用ができます。

聞いていただいて分かる通り、極めて答弁らしくできていまして違和感がないので、恐らく私がさっきの段階で打ち切ると、市長の答弁ということこれで議事録に残っていくという

ことだろうと思います。

それで、生成A Iというのは、元来インターネット上にある膨大な情報資産を元に戻してくるので、常識的な内容になるんです。現時点でも生成A Iの能力というのはこれほどに高い。しかも恐ろしいのは、このサービスは出始めたばかりで、今後恐らく週単位で進化していくと思います。そうすると、1年後、どのようなことになっているか分からない。もうかなりの高度な水準になっている可能性が高いと思います。そうすると、この程度の内容であれば過去の膨大な情報資産をもとに生成A Iが作ってくれるという時代になっているわけですから、我々がすべきことは誰かが考えてきたことを真似するのではなくて、あるいはそれを踏襲するのではなくて、物事を違う角度から見たり、何かを組み合わせることを考え出したり、人との交流を重ねて新たな価値を生み出していく、そういう力を身につけることが、このA Iというものが普及する時代の教育ではないかと思います。

これがまさしく市が取り組んでいます飛騨市学園構想、これを通じて育成しようとしている課題発見・解決能力ということです。飛騨市学園構想は地域の中で様々な体験・交流を重ねながら課題を見つけ出して、自分で解決方法を考えて、その実践と改良を組み合わせながら、課題に立ち向かう力を身につけていくということを目指しているわけでありますが、国で進められています主体的・対話的で深い学び、探求活動も同じ考え方です。したがって、生成A Iは過去の人類の知恵の集積であるということをも前提にして、上手につき合いながら、それを超えていく能力を身につけるということが、これからの教育に求められているものであるということでございます。

ちなみに、後半の答弁は私がちゃんと考えたものでございますので、ご安心をいただきたいと思っております。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて、答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私のほうからも、5点目の学校における生成A Iの利用についてお答えいたします。

先ほどの生成A Iが作りました回答にありましたように、生成A I活用の問題点としては、誤った回答や偏見に影響を受ける可能性や、自分で考えることをしなくなり、批判的思考や創造性への影響などの危険性が指摘されています。その対応についても、回答のように生成A Iのみならず、情報には偏りや誤りが含まれていることの理解を図るとともに、情報源を比較・検討するなど、正確な情報を得るスキルや能力の育成をこれまで以上に力を入れて指導する必要があると認識しています。子供たちの宿題や読書感想文等の在り方についても一考が必要になるかもしれません。全国学校図書館協議会、読書感想文を管轄しているところでございますけれども、そこで研究したところによりますと、明らかに本の内容との誤りがあるものもあるけれども、生成A Iが作ったもので全く分からないというものも存在するそうでございます。こうしたことはコンクールにおいてどのようにこれから行っていくかを考えなくてははいけないと思っております。

現在、文部科学省では政府による検討や、中央教育審議会の議論を踏まえ、今年度の夏前を目途に「生成AIに関する教育現場での利用に関するガイドライン」が公表される予定となっています。ガイドラインには、1、生成AIについての説明、2、情報活用能力との関係、3、年齢制限や著作権個人情報への扱い、4、活用が考えられる場面・禁止すべきと考えられる場面、5、授業デザインのアイディアなどの要素が盛り込まれているとございます。暫定的なものとして公表し、機動的に加除訂正していくことを想定しているとのこととございます。研修会なども必要に応じて開催し、対応について考えてまいりたいと思います。

学習指導要領が学習の基盤となる資質・能力としまして情報活用能力を位置づけていますように、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を解決したり、自分の考えを形成したりすることは、これからの社会で必須の能力ですが、識者によりますと半年も経つと現状が全く変わっていくほどのスピードでAIが進化しているとのことです。この先も新たな技術が生まれ、危険を含めた新たな課題も生まれてくることが想定されます。今後も常に指導する側のアップデートにも努め、変化する情報社会に必要な活用能力の育成を図っていかなくてはならないと考えています。

なお、教育の基盤にありますのは、科学や技術は人々が幸せなよりよい社会をつくるためのものであり、学ぶこととは、そうした社会を作る力を自分に身につけるためにあるという理念です。ですから、学校では、自分で考え判断するとともに、多様な考えには耳を傾け、みんなの納得解を求めて、考えたり話し合ったりすることの意味や大切さをしっかり指導し、児童生徒とも共有し、「すばらしい情報技術を自分の資質・能力を高め、みんなの幸せを作るために活用する。」という考えの育成に努めているところでございます。そうした教育の重点施策として、飛騨市学園構想を推進しているものでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私のほうからは、④電気通信事業法の遵守につきましてお答えいたします。

電気通信事業法では、電気通信事業者に対し秘密の保持や情報の適正管理を義務づけており、顧客情報の取扱いなどについて厳密な規制があります。議員ご指摘の飛騨市観光Wi-Fi、防災Wi-Fi及びフリースポットについて具体的に申し上げますと、利用ログデータについては、氏名、住所等の個人情報保持しない仕様になっており、併せて利用登録時の電子メールや氏名のデータについては、一定期間、管理事業者により厳密に管理されています。期間を超えたものについても、自動で削除される仕様になっており、以上の点から、情報の適正管理はできているものと認識しています。昨今、話題になっているChatGPT等の生成AIについては、入力したデータをAIが学習してしまうことによる個人情報の取り扱いが利用者とサービス事業者間で問題となっているものであり、通信回線を提供する電気通信事業者としては、直接的な関連はないものと認識しています。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○12番（高原邦子）

先ほど、私の一つ前の前川議員の通告書に「人口減少、労働力不足からロボットやAIと人の代わりに機械や電子頭脳が活用されている。そのうち人間がAIに使われる時代が本当に来てしまうのではないかと思っている。」と書いてあるんですね。それで、AIのことを批判する人が究極的に雇用で溢れてしまう人が出てきて、仕事がなくなるよとかと言って批判する人もいるんですが、市長は、その点はどう考えますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

日本の場合、全体的に人口減少、労働力不足はこれからどんどん深刻化してきますから、仕事を失うということはたぶんないと思うのですが、ただ、今までやっていた仕事でなくなっていくものは大量にあると思います。なので、例えば今、この市内にある仕事が10年後あるかという、ないものはかなりあります。1つの会社の中でも、全く違う仕事になっているということが多いいいことですから、そういう変化に対応してかなければいけないのがこれからの時代だろうというふうに思います。

○12番（高原邦子）

先ほどのAIの答弁のところにあつたんですが、あれは地方創生、SDGs、官民連携のプラットフォームの取り組みに予算とかをつけてくれているけど、それは何か意味がないようなことを言われたんですけど、私はそこに今、7,200を超える団体が登録しているらしいんですね。やはり普及の促進活動とか、あとはマッチング支援、マッチングというのは男女のマッチングではなくて、いろんなことをするために分科会もあつたりとか、開催した者の知見の共有とか、取り組みの具体化を見たりとか。そして何よりもやはり情報の収集と発信を結構プラットフォームはしているので、そこまで嫌う必要はないのではないかなと思うんですけど、たしか否定的な発言だったと思うんですが、どうして思っていらっしゃるんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど、午前中に申し上げたのは、SDGsはいろんな枠組みでいろんなことがやられているので、その話ではなくて総務省が地方自治体に呼びかけてSDGs未来都市というのを宣言しないかという働きかけをしていて、計画を立てて出すんですが、それに出すと補助が出ることになっている。その補助の内容が何のための補助かというのを見ていくと、計画策定とかコンサルへの委託の費用のなんですね。それはうちで使う予定がないということを上げたといいことでありまして、SDGsはいろんな切り口、いろんなことがされているので、私全体的には大いにすばらしいことだと思うし、市として参画できるもの、使えるものについては大いに使っていきたいということは考えているところでございます。

○12番（高原邦子）

ぜひ、もしも参加できるのであれば、ちょっと考えてみてください。ただ策定とかそういうのがね。

あと、地方創生テレワーク交付金というのがあったんですが、それは飛騨市は大いに使われたんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

飛騨市のほうでは活用してございません。

○12番（高原邦子）

アナログ派の私がなんていうのもなんなんですが、デジタル化というのはさっきも話されたんですけれども、守りのDXと言われるものと攻めのDX、デジタルフォーメーションがあるんですけど、さっきのペーパーレス、これは守りのほうなんですよね。あと自動化とか見える化とか、働き方改革もDXをやっていくとこういうふうに改革もできていいですよ、便利になりますよというところですが、私はやはりもっと先のことを考えて、攻めのDXと言われている顧客だからやはり企業とかそういったところにも、このデジタル化、DXとかそういったものをしっかりと分かってもらい、最初に言ったように、もう現状維持も危ないと。もうやめようかという、そういった企業とか事業者が結構多いんですね。このままではいけないと。そのためにはそういった方々に、いろんなところで、畑上商工観光部長は何かされているとは言っていたんですけれども、そういったところに行けない事業者さんもいて、いろんなところで小まめにそういった企業とかそういうところにも攻めの、だから顧客を得るためとか課題とかそういったものを、要は製品とかサービスの変革を企業にもやはり求めていかなければならない時代になってきたと思うんですよ。ですから、そういったこともしっかりと市として、先ほど言った、一般の人たちにも普及してほしいけど、もっと経済掛かっているようなところにはもっと攻めのDXの推進を、市は担当部署として考えていかなければいけないと思うんですけど、その辺はどう考えてらっしゃいますか。製造とかサービスの変遷、絶対必要になってきます。今のままでいいってことはないわけですよ。人手不足、いろんなことの中、克服していくためにはどうしたらいいかAIに聞いてみてもいいかもしれませんが、畑上商工観光部長はどう考えているのか、畑上商工観光部長ではなくてもいいんですけど、その辺よろしく願います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今、市内の事業所の方と色々なお話をしていると、やはり事業者さんたちがDXの導入だとか、そういったことに関して大きな関心も寄せていらっしゃいますし、実際できることから手をつけて、自分のところの課題解決に向かおうとしていらっしゃるお話を聞かせていただきます。また小さい事業所におきましても、DXと言いますと大層なことをイメージしがちですけれども、小さい事業所ではパートの方々の出退管理にちょっとシステムを導入して、いちいち手書きだとか、タイムカードをまた見たりとかという雑多の業務をそれで解消して、そこで空いた時間をまた新商品の開発に向けるだとか、そういったもうちょっと身近なところでも取り組んでいらっしゃるところもたくさんございます。ですから、一口にDXと言っても、い

ろんなやり方がありますので、意識されてみえないところには意識啓発も含めて働きかけをしていきたいと思っておりますし、実際、具体的に考えていらっしゃるのに対しては、その導入に対して市がどんな支援をできるのかというところを考えて、また支援を進めていきたいと考えています。

○12番（高原邦子）

先ほど岐阜市役所のように、特にそんな任命とかそういうことはしないと市長は言われたんですが、では、飛騨市ではデジタル人材は不足ではないんですか。人材としては足りているんですか。いかがですか。

△市長（都竹淳也）

充足しているとは言いませんが、決定的に不足しているということではなくて、今、総務課の情報システム係に取り組んでもらっていますけれども、きちんと勉強しながら、あるいは専門の方のご指導も受けながら取り組んでいると思っていますし、いろんなDX人材の支援を求める仕組みというのはいろいろありますので、また必要に応じていろんな方に、今まででもそういったことが幾つかありましたが、手伝っていただきながら、ご指導いただきながらやっていくのではないかなと思います。

○12番（高原邦子）

最近思うんですけど、時間との戦いなんですね。「チャンスの神様は前髪しかないから。」と言うことがありますよね。やはりしっかりと人材に対しても育てる期間もあるんだけど、私は外部からいろんな刺激を受けて、外部から期間限定でもいいし、かなりのお金を払ってもいいし、いろんなそういったことで職員の皆さん全員にやってもらいたいなと思っています。

それと、先ほどの水上議員のところだったかな、いろんな運動場の関係とか、経費が、思ったより材料費がかかるし、なかなかと建て替えとか、費用がかかるから何年前に決まっていたようには進めていけないと、そのようなこと言われていたんですね。私、やはり物価が高くなっているし、材料費とかそういうのが本当に高騰しているから、やはりしっかりと規模ももう一遍考え直してということは必要かなとは思っています。

やはり思ったのが、今新型コロナウイルス感染症が5類になってからいろんなことを考えるんですが、コロナショックでいろんなことあったんですけど、これを契機に、私は先ほどのことも聞いて、「リ・デザイン」、もう一遍まちづくりのデザインのし直しをしていかななくてはいけないのではないかなと思うんです。先ほど働く、住む、そして遊んだり学んだり、そういったものをつないでいくので、交通手段的なことでモビリティのことを言ったんですけど、いろんなことを考えていくにはデジタルのこととか、いろんなことをあわせ、それで新型コロナウイルス感染症の後のこの状況、そして今の経済状況、物価高、円安とか全てのことを勘案して、いま一度、何年前からあった、新型コロナウイルス感染症の前にあったものも、もう一度全部、運動とかそういうことではなく、各部署のものを見直してみる必要があるのではないけど、新しいまちづくりというのを考えていったらいいのではないかなと思うんですけど、市長どのようにお考えですか。

△市長（都竹淳也）

難しいお尋ねです。何て言うんでしょうかね。もちろん町のデザインと言いますか、どうい

う町になっていくのがいいのか、どういう町にしていったらいいのかというのは、時代に依じてどんどん変化してくるものでありますし、いろんなタイミングでそれが特に加速するというタイミングがあります。今までも、ここ最近の、ここ10年、20年ぐらいのところを見ても、東日本大震災の後というのは、もう全国「その地域を見直すべきだ、まさしくリ・デザインだ。」的なことはよく言われましたし、リーマンショックの後もそういうことは言われました。今、新型コロナウイルス感染症のときもやはり同じようなこと言われて、「リモートでもできるのではないか。今まで人が行くということが前提になっていたけど、そうでなくても暮らせるのではないか。」とか、いろんなことが出てきている。その都度いろんな変化の中で考え直していかなければいけないんでしょうけれども、ゴロツと何か全部変わってしまうということは、たぶんないんです。なので、やはりそのときそのときに変えるべき要素を入れ込みながら、緩やかに変わっていくというのが地域の姿ではないかなというふうに思います。ただ、先ほどの物価高だったり資材の高騰だったりというのは、そういったことを考えるいい機会になっている。新型コロナウイルス感染症もそうでした。

なので、先ほどの施設の話なんかでもそうですけど、物価高騰、資材の高騰によって財政制約という条件が我々につく。財政制約というのは、もう一回、物考え直さなければいけないということを問われているわけですから、そのときに全体の見通しとか、本当にそれが必要なものかというのをもう1回検証してみる。そうやっていって、町のデザインというのが変わっていくのではないかなというふうに思いますので、いろんな突きつけられる制約を、変わる1つのネタとして考えながら、前向きに進んでいくというのが大事なのではないかなというふうに思います。

○12番（高原邦子）

そうなんですよね。私は一番変わらなければいけないのは国のほうだと思っているのです。先ほど、本当は山之村の話をして、補助金とかそういうのを返さなければならぬとか、ああいった縛りはもう時代がこのように変遷してきている中で変えたほうがいいんです。そういったもの、結構国のやつでありますよね。そういったものを変えてってもらいたい私は思っているんです。本当に地方の現場を見てくれよと。それに合った施策になるような法律にしてくださいよとか、決めごと、規則にしてくださいよと言っていきたいんです。ですから市長も頑張って、私も国会議員の先生の姿を見たらいろいろ言いますが、よろしくお願ひしたいなと思います。それではちょっと時間が来ましたので、次の質問に移らせていただきます。

先ほど前川議員も触れましたが、熊の出没情報が相次ぎまして、本当に市民の方から不安の声が届いたので、その意見に基づき伺います。そうしましたら、通告書を出したのが15日なのですが、17日に中日新聞が飛騨地域の熊情報を出してくださっていて、それを読んだら白川村はいつも出る数よりも少なかったと。きっと上のほうにおいしい餌があったのだろうとか書いてありました。高山市もやはりいつもよりは出ているとか、そのようなことが書いてありました。

私が質問するというのが新聞に載ったかもしれませんが、メッセージやLINEがきまして、これは聞いてくれなんていうこともあったので、それは再質問のところでちょっとお伺ひしたいなと思っていますけど、要は、1番目、出没情報は同報無線やスマートフォンにも届き

ますが、熊に対してどのような対応をとっているのか。先ほど前川議員のところでも述べられましたが、軽くでいいのでよろしくお願いします。

2番目、観光客に、外国人の方も含まれますけど、何かしら対応を取っているのか。もしものことがあれば観光を含めて影響が大きいものとなりますが、その点にはどのように考えているのか。例えば、いろんなどころで、山を通ったりするガッタンゴーとかも溪谷コースなんかだったら、ちょっと出そうな気もいたしますし、実際に出たとかいう話も聞きましたので。そうすると、キャンセルがあった、なかったとかという話になってくると、またちょっと違ってくるかなと思いますので。

あと、私もよく分からないんですけど、熊の生態状況というものを把握しているのかなど。GPSとかそういうものを見たら付ければいいのかもかもしれませんけれども、そんなわけにもいかないだろうし、熊はやはり全部駆除するなんて、そんなことはできないものということも分かっています。大切にね、生き物ですから。その辺もありますけれども、どうなんでしょうかということをお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、1点目と3点目について、1点目の姿を現した熊への対応からお答えします。市民などから熊の目撃情報が寄せられた場合、まずは出没場所、時間、頭数、熊の状況等について速やかに聞き取り調査を行います。その後、同報無線及びほっと知るメールひだにおいて注意喚起の情報発信を行うとともに、職員が現地に出向いて状況を確認します。また、人家周辺の場合は、必要に応じて警察と情報を共有します。目撃地点が人家周辺以外で、熊が森林等へ戻ったことが確認できた場合はここで対応完了となりますが、人家周辺の場合は、周辺住民への注意喚起を行います。現地で熊を確認した場合は、ロケット花火等を使った追い払いを実施しますが、それでも現地に居座る場合は、緊急度に応じて被害防止捕獲許可の発出を検討すると同時に、猟友会へ出動を要請しています。

3点目の熊の生態状況の把握についてお答えします。熊の行動範囲は、25～100キロ平方メートル程度と非常に広いとされているため、生態状況については、市町村の目撃情報や捕獲情報等により岐阜県が広域で把握されています。県が策定したツキノワグマに関する管理計画には、分布域、生息環境、生息状況、個体数管理などが掲載されています。その計画によれば、県内における熊の個体数は増加傾向にあると推定されており、その生息密度も北に行くほど高く、富山県との県境付近が最も高くなっています。また、県の圏域統合型GISぎふには熊の出没情報の管理マップ、通称「クマップ」があり、地図上で熊の出没場所等を確認することができ、インターネット上で公開されています。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは2点目の観光客に対する熊対策についてお答えをいたします。まず、天然県立自然公園や池ヶ原湿原などの自然フィールドではパトロール員の監視強化に加え、入山するお客様には、ポイントごとに設置しています熊よけ用の一斗缶を鳴らすよう周知徹底を図っています。加えて、今後、秋口にかけて例年目撃情報が増加するため、熊鈴のレンタルサービスも開始する予定です。

また、先ほどおっしゃいましたような人気のアクティビティ、レールマウンテンバイクガッタングーの溪谷コースでも、今年は熊の目撃情報が多いことから、運営者側で独自の熊対策マニュアルを設けまして、事前のコース点検等を講じるとともに、各便の出発前には、お客様への注意喚起の徹底を図っています。現在市民の皆様は、鉄製の風鈴の寄附をお願いして、集まったものを吊るすなど新たな対策も講じていく予定です。

いずれにいたしましても、お客様の安全第一を考え、必要な対策を迅速に進めてまいりたいと考えています。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（高原邦子）

ありがとうございます。スマートフォンに届くのでちょっと言われてきたんですが、マップをつけることはできませんかと言うんですよ。LINEとかそういったもので出すじゃないですか。そうすると、どの辺かということが。飛騨市内の人でも、やはり宮川町のほうとかを知らない人もいたりとか、宮川町のほうでも神岡町のことを知らない方もいたりとか、いろんなこともあるので、そんなにマップをつけたりするのは難しくないのではないかというメールをいただいて、何とかできるのかという、そうしてもらわないと、確かに住所とか付近とかは書いてあるんだけど、頭に浮かばないというか、地図だったらと思うので、そんなふうによつと考えてもらえないかと言われたんですが、どのようにお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

大変貴重なご意見だと思います。そうした身近なことが市民の方からあるとすれば、まずは技術的にメールとか地図上、あるいはグーグルマップの座標を添えて出すということは、可能性はあると思いますので、早速検討したいと思います。

○12番（高原邦子）

6月17日の中日新聞では、これは高山市の城山が写っているのですが、ここでは「熊注意」とか「請注意」とか中国語で書いてあったり、「Bear Attention」と書いてあるんですね。こういった目で、観光地とはおかしいですけど、ちょっと危ないところに畑上部長はパトロールを強化するし、鳴らすとかとおっしゃいましたけど、飛騨市にはこうやって来た人に、こういった熊注意という看板はどこかには立っているんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今おっしゃったように、ツキノワグマに出会わないとか、出会った場合にどう対応するかということは非常に大事なことでと考えています。たまたま天生県立自然公園はここ数年かけて誘導サインの見直しを行い、誘導サインには安全にその場所に行くのと、今みたいな注意喚起をするものがあります。以前は「熊に注意」というだけだったんです。そこをパトロールの方と計画を作った方々がいろいろご相談されて、一体どういうふうに注意したらいいんだということがあったので、今はまずは音で知らせるということで、それで万が一遭遇した場合は慌てないでゆっくり後ずさりするというのを日本語と英語表記で書いてあります。

○12番（高原邦子）

それはいいことですね。畑上部長、できればいいんですけど、いろんなところにそういったものを作るとか、どこかするようなどころはないですか。観光のほうではないですか。やはり農林部のほうだけですかね。観光客ということに関してのアテンションというのをどのように考えていらっしゃいますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

天生県立自然公園につきましては、今、農林部長から言ったとおりですけれども、池ヶ原湿原につきましては、日本語の表記しかしていなかったと思いますので、そちらについては外国語表記のほうもできるようにしていきたいと思っておりますし、今、インバウンドが増えている中、外国のお客様に向けてのおもてなしの一つでもあると思っておりますので、状況を見ながら日本語だけでは不足するところについては対応してまいりたいと思っております。

○12番（高原邦子）

生き物のことですのでなかなかと分からないものですが、注意して、大変な目に遭わないように、事故にならないように、あとけがにならないようにということを願っています。

それでは時間がきましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時13分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田清美

飛騨市議会議員（1番） 小笠原美保子

飛騨市議会議員（2番） 水上雅廣